

令和6年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO₂化促進事業)

公募要領

<法人申請編>

令和6年10月8日改定

注意事項

本公募要領は、申請者が新築建売戸建住宅の販売者となる法人を対象とした公募要領です。

(注) 申請者が新築注文戸建住宅の建築主又は新築建売戸建住宅の購入予定者となる個人の場合は、「令和6年度ZEH支援事業公募要領<個人申請編>」をご確認ください。

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは

外皮の断熱性能の大幅な向上と、高効率な設備・システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネを実現(省エネ基準比20%以上)。その上で、再エネを導入して、年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した住宅をZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)といいます。



補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、SIIが定める「令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業）」交付規程（以下「交付規程」という。）をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願ひいたします。

①	補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
②	偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
③	②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置をとるとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
④	補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
⑤	SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
⑥	補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、もしくは補助事業の一部を第三者に委託し又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）にあたっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
⑦	補助金で取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間※1内に処分※2しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することができます。 ※1 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう（以下同じ）。 ※2 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供することをいう。
⑧	補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後6年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
⑨	SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することができます（個人・個人事業主を除く）。

目次

1. はじめに

P. 5

1－1. 事業趣旨	P. 6
1－2. 戸建住宅におけるZEHの定義	P. 7
1－3. 主な用語の説明	P. 8
1－4. 公募対象（法人申請の場合）	P. 9
1－5. アイコンの説明	P. 9
1－6. 補助金額一覧	P. 10

2. 事業概要

P. 11

2－1. 補助金名	P. 12
2－2. 事業規模と想定採択件数	P. 12
2－3. 補助事業	P. 12
2－4. 申請者	P. 13
2－5. 補助対象住宅	P. 14
2－6. 補助対象経費	P. 15
2－7. 補助金及び上限額	P. 16
2－8. 他の補助金との調整	P. 19
2－9. 公募方法	P. 20
2－10. 事業スケジュール	P. 22
2－11. 事業スケジュールの詳細（単年度事業・複数年度事業 本年度（1年目））	P. 24
2－12. 事業スケジュールの詳細（複数年度事業 後年度（2年目））（予定）	P. 27

3. 交付要件

P. 28

3－1. ZEHの交付要件	P. 30
3－2. ZEH+の交付要件	P. 37
3－3. ハイグレード仕様の要件	P. 48
3－4. 追加設備等の交付要件	P. 50

4. 事業の実施

事業フロー・公募～交付決定

P. 57

4－1. 事業フロー	P. 58
4－2. 公募～交付決定	P. 61

5. 事業の実施

補助事業の開始～補助金支払い

P. 69

5－1. 【単年度事業】補助事業の開始～完了	P. 71
5－2. 【単年度事業】完了実績報告～補助金支払い	P. 74
5－3. 【複数年度事業】本年度（1年目）】補助事業の開始～完了	P. 76
5－4. 【複数年度事業】本年度（1年目）】完了実績報告～補助金支払い	P. 78

6. 事業の実施

補助事業完了後の要件

その他の注意事項

P. 81

6 - 1. 補助事業完了後の要件 P. 82

6 - 2. その他の注意事項 P. 85

6 - 3. よくあるご質問 P. 86

1. はじめに

1 - 1. 事業趣旨

1 - 2. 戸建住宅におけるZEHの定義

1 - 3. 主な用語の説明

1 - 4. 公募対象（法人申請の場合）

1 - 5. アイコンの説明

1 - 6. 補助金額一覧



1 - 1. 事業趣旨

2020年10月に2050年カーボンニュートラル実現を目指すことが宣言されてから、実現に向けて様々な取組が進められている。2021年には2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減することが表明され、地球温暖化対策推進法の改正、地域脱炭素ロードマップの策定、地球温暖化対策計画並びに第6次エネルギー基本計画が閣議決定されるなど、野心的な目標に向けた具体的な取組が加速されている。

家庭部門の脱炭素化は我が国の重要な政策課題であり、地球温暖化対策計画においては建築物省エネ法の基準適合義務拡大が示されるとともに、断熱性能の強化や高効率機器・設備の導入などの対策を進める方針が示され、2030年に目指すべき住宅の姿として、2030年度以降新築される住宅についてはZEH基準の水準の省エネ性能が確保されることを目指す方針が挙げられている。

ZEHについては、家庭部門の脱炭素化のみならず、近年のエネルギー価格高騰や激甚化する災害時におけるレジリエンス性、また健康面などの観点からも重要性が高まっており、取組の加速化が期待されるが、目標への達成状況としてはまだ乖離があると言える。省エネ住宅の普及、プレーヤーの拡大、性能の深掘りなどを通じて、戸建住宅・集合住宅のZEH化、省CO2化を支援することで、2030年度家庭部門排出量削減目標の達成、並びに2050年カーボンニュートラルに向けた政府目標の達成に寄与することを目指す。

- ◆ 「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページをご確認ください。
<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>
- ◆ 「第6次エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
- ◆ 「更なるZEHの普及促進に向けたZEH委員会の今後について」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

1-2. 戸建住宅におけるZEHの定義

分類・通称	要件						目指すべき水準 (気象条件や建築地特有の制約等に応じて、特定の地域に目指すべき水準を設定している。)			
	外皮基準 (U_A 値) ^{*1}			一次エネルギー消費量削減率 ^{*3*6}		その他要件・備考				
	地域区分			省エネのみ ^{*4}	再エネ等含む ^{*2}					
『ZEH』 ゼッチ	1・2	3	4~7	20%以上	100%以上	・ 再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)すること。	—			
	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	25%以上	75%以上 100%未満	・ 上記に加え、ZEH+の選択要件①②③ ^{*5} のうち2項目以上満たすこと。	—			
				20%以上	75%以上 100%未満	・ 再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)すること。	・ 寒冷地(地域区分1または2地域) ・ 低日射地域(日射区分A1またはA2地域) ・ 多雪地域			
				25%以上	100%未満	・ 上記に加え、ZEH+の選択要件①②③ ^{*5} のうち2項目以上満たすこと。	—			
				20%以上	—	・ 下表の対象地域に該当 ・ 再生可能エネルギー未導入も可	下表の対象地域が該当			
ZEH Oriented ゼッチ・オリエンティッド										
ZEH Oriented対象地域 (右記のいずれかの地域に該当する。)	<ul style="list-style-type: none"> 都市部狭小地等(北側斜線制限の対象となる用途地域等(第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域)であって、敷地面積が85m²未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く) 多雪地域(建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域) 						出典: ZEHフォローアップ委員会「ZEH+の「外皮性能の更なる強化」の暫定措置の今後の取扱いについて」			

*1 強化外皮基準は、1~8地域の平成28年省エネルギー基準(η A C値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、

U_A 値1・2地域: 0.4 W/m²K以下、3地域: 0.5 W/m²K以下、4~7地域: 0.6 W/m²K以下とする。

*2 再生可能エネルギーの対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める(ただし余剰売電分に限る)。

*3 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法(冷暖房、換気、給湯、照明(その他の一次エネルギー消費量は除く))、共用部は非住宅計算法(冷暖房、換気、給湯、照明、昇降機(その他の一次エネルギー消費量は除く))とする。

*4 「太陽光発電設備による発電量」、「コーポレートソリューション設備の発電量のうち売電分」を除く。

*5 ①外皮性能の更なる強化、②高度エネルギー・マネジメント、③電気自動車を活用した自家消費の拡大措置。

*6 エネルギーに係る設備については、所有者を問わず当該住宅の敷地内に設置されるものとする。

(注) 上記は戸建住宅におけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。本事業の要件については次頁以降を必ず確認してください。

1 – 3. 主な用語の説明

本公募要領では、用語の文言について「説明」に記載の内容とします。

用語	説明
申請者	本補助金の交付申請をする者
補助事業者	本補助金の交付決定を受けた者
ZEHビルダー/プランナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー ・ ZEHビルダー/プランナーとは、2020年度のZEHの供給実績に応じて、ZEH化率が50%を超えている場合は75%以上を、50%未満の場合は50%以上を2025年度の目標として宣言・公表したハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等
一般公募	交付要件を満たす全てのZEHビルダー/プランナーが補助対象住宅に関与できる公募
新規取組公募	交付要件を満たす新たにZEH普及に取り組むZEHビルダー/プランナーのみ補助対象住宅に関与できる公募
BELS	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）法第7条に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。）
ZEH+の選択要件	<p>売電のみを前提とせず、自家消費を意識した再生可能エネルギー等の促進に係る措置。3つのうち2つ以上を採用すること（詳細はP42参照）</p> <p>①外皮性能の更なる強化、②高度エネルギーマネジメント、③電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備（以下「電気自動車を活用した自家消費の拡大措置」という。）</p>
ハイグレード仕様	断熱等性能等級6以上の外皮性能（以下「等級6以上の外皮性能」という。）を有し、かつ設計一次エネルギー消費量（再生可能エネルギー等を除く）が基準一次エネルギー消費量から30%以上削減（以下「一次エネルギー消費量削減率30%以上」という。）した住宅（詳細はP48参照）

» 1 - 4. 公募対象（法人申請の場合）

本公募要領の公募対象は、以下の区分ごとの「法人申請」になります。公募要件の詳細は、「2. 事業概要」以降を必ず確認してください。
なお「個人申請」は、「令和6年度 ZEH支援事業 公募要領＜個人申請編＞」をご確認ください。

公募区分	対象住宅	単年度事業	複数年度事業
一般公募	新築注文戸建住宅	対象外	対象外
	新築建売戸建住宅	●	●
新規取組公募	新築注文戸建住宅	対象外	対象外
	新築建売戸建住宅	●	対象外

» 1 - 5. アイコンの説明

本公募要領では、以下のアイコンを用いて記載内容を書き分けています。

アイコン	説明
ZEH	ZEHに関することについて掲載しています
ZEH+	ZEH+に関することについて掲載しています
単年度	単年度事業に関することについて掲載しています
複数年度	複数年度事業に関することについて掲載しています

1 – 6. 補助金額一覧

	補助金	ZEH+の選択要件	ハイグレード仕様 補助金	追加設備等 補助金
ZEH	定額： 55万円／戸	対象外	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム : 上限20万円 ・直交集成板（CLT）: 定額90万円 ・地中熱ヒートポンプ・システム : 定額90万円 ・PVTシステム (方式・パネル面積により異なる) <ul style="list-style-type: none"> : 65万円 : 80万円 : 90万円 ・液体集熱式太陽熱利用温水システム (パネル面積により異なる) <ul style="list-style-type: none"> : 12万円 : 15万円

	補助金	ZEH+の選択要件	ハイグレード仕様 補助金	追加設備等 補助金
ZEH+	定額： 100万円／戸	①外皮性能の更なる強化 + ②高度エネルギー・マネジメント + ③電気自動車を活用した自家消費の拡大措置	25万円／戸 加算後： 定額125万円／戸	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム : 上限20万円 ・直交集成板（CLT）: 定額90万円 ・地中熱ヒートポンプ・システム : 定額90万円 ・PVTシステム (方式・パネル面積により異なる) <ul style="list-style-type: none"> : 65万円 : 80万円 : 90万円
		①外皮性能の更なる強化 + ②高度エネルギー・マネジメント	10万円／戸 加算後： 定額110万円／戸	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム : 上限20万円 ・直交集成板（CLT）: 定額90万円 ・地中熱ヒートポンプ・システム : 定額90万円 ・PVTシステム (方式・パネル面積により異なる) <ul style="list-style-type: none"> : 65万円 : 80万円 : 90万円
		①外皮性能の更なる強化 + ③電気自動車を活用した自家消費の拡大措置	10万円／戸 加算後： 定額110万円／戸	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム : 上限20万円 ・直交集成板（CLT）: 定額90万円 ・地中熱ヒートポンプ・システム : 定額90万円 ・PVTシステム (方式・パネル面積により異なる) <ul style="list-style-type: none"> : 65万円 : 80万円 : 90万円 ・液体集熱式太陽熱利用温水システム (パネル面積により異なる) <ul style="list-style-type: none"> : 12万円 : 15万円

2. 事業概要

2-1. 補助金名

2-2. 事業規模と想定採択件数

2-3. 補助事業

2-4. 申請者

2-5. 補助対象住宅

2-6. 補助対象経費

2-7. 補助金及び上限額

2-8. 他の補助金との調整

2-9. 公募方法

2-10. 事業スケジュール

2-11. 事業スケジュールの詳細
(単年度事業・複数年度
事業 本年度(1年目))

2-12. 事業スケジュールの詳細
(複数年度事業 後年度
(2年目)) (予定)

2-1. 補助金名

令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO₂化促進事業)

略称：令和6年度 ZEH支援事業（以下「本事業」という。）

2-2. 事業規模と想定採択件数

事業規模 約61億円（一般公募及び新規取組公募分）

（注）新築注文戸建住宅の建築主又は新築建売戸建住宅の購入予定者となる個人による申請分を含む。

公募種別		一般公募	新規取組公募
想定採択件数	個人申請	約4,900件 (ZEH、ZEH+を区分せずに公募)	約500件 (ZEH、ZEH+を区分せずに公募)
	法人申請		

（注）上記の想定採択件数は事業規模に鑑みた件数です。申請状況により変動します。

2-3. 補助事業

本事業の交付要件を満たし、年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅（以下「ZEH」という。）又はZEHより省エネを更に深堀りするとともに、設備のより効果的な運用等により太陽光発電等の自家消費拡大を目指したZEH（以下「ZEH+」といふ。）となる新築建売戸建住宅を建築する事業、さらに、本事業の要件を満たした戸建住宅に蓄電システム、低炭素化に資する素材、先進的再エネ熱利用設備を導入する事業を補助事業とします。

2-4. 申請者

申請者は、以下の条件を満たすものに限ります。

申請者	備考
<p>申請者は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー（「ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）公募要領」参照）のうち、「建売住宅」の区分を有している者に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1つの住宅に対して、1件の申請のみ受けます。同じ住宅に対して、新築建売戸建住宅の販売者となる法人と購入予定者となる個人が重複して申請がある場合、全ての申請を認めません。ただし、審査の結果不採択となった物件で、それ以降の公募に再度申請する場合及び、リース事業者はその限りではありません。 令和5年度に登録を受けたZEHビルダー/プランナーのうち、「令和5年度ZEHビルダー/プランナー実績報告書」を未提出のZEHビルダー/プランナーは申請対象外とします。

<申請者の同意事項>

要件	備考
<p>政府が推進する新しい国民運動「デコ活」の趣旨に賛同し、「デコ活宣言」あるいは「デコ活応援団への参画」のどちらか一方、もしくは両方を行っていること。</p> <p style="text-align: right;">○○デコ活 くらしの中のエコロがけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下記サイトにて「デコ活宣言」あるいは「デコ活応援団」への参画を行ってください。 【デコ活宣言】 【デコ活応援団】
<p>補助事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有すること。</p>	—
<p>環境省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合（契約金額100万円未満のものを除く）にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることはできないので注意すること。（https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post_26.html）</p>	<ul style="list-style-type: none"> その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者からの申請は対象外とする。
<p>「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」に同意したものとします。 申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取消し等の措置をとります。

2-5. 補助対象住宅

補助対象となる住宅は、以下の全ての条件を満たすものに限ります。

補助対象となる住宅		単年度	複数年度
① 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが関与（建築、設計又は販売）する住宅であること。なお、登録済みZEHビルダー/プランナーは、「令和5年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」を行っていること。	●	●	
② 専用住宅であること。	●		●
③ ただし、住宅の一部に店舗等の非居住部分がある場合は、住居部分が交付要件を満たしている場合に限り、申請することができる。	●		●
④ 賃貸住宅ではないこと。	●		●
⑤ ZEH又はZEH+の交付要件を満たす住宅であること。	●		●
⑥ 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助事業に着手する住宅であること。 <u>本年度（1年目）の交付決定日以降完了実績報告時までに申請する住宅について、BELSにて『ZEH』であること</u> <u>を示す証書※を取得し、後年度（2年目）において補助対象工事を完了する住宅であること。</u>	—		●
⑦ 住宅の敷地が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっていないこと。	●		●

凡例 ●：必須要件 —：対象外

※ 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedであることも可とします。

【補助対象住宅の構造強度に関する注意事項】

国では、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の構造関係規定の施行に必要な建築基準法施行令等の改正を行うとともに、これとあわせて小規模木造建築物に係る必要な壁量等の基準を見直し、令和7年4月に施行することを予定しています。

2 – 6. 補助対象経費

(1) ZEH又はZEH+

補助対象経費は、本事業の要件を満たす事業に要する経費です。

補助対象経費の区分		内容	
① ZEH又はZEH+の戸建住宅を新築する事業	設計費	B E L S 取得に係る費用	
	設備費	補助事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する経費	
	工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費	

(2) ハイグレード仕様

(1) のうちZEH+の事業にハイグレード仕様の導入に要する経費です。

補助対象経費の区分		内容	
② ①に等級6以上の外皮性能及び 一次エネルギー消費量削減率30%以上を導入する事業	設備費	補助事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する経費	
	工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費	

詳細はP48参照

(3) 追加設備等

(1) の事業に追加設備等の導入に要する経費です。

補助対象経費の区分		内容	
③ ①に蓄電システムを導入する事業	設備費	蓄電システムの購入経費	
④ ①に低炭素化に資する素材又は先進的再エネ熱利用設備を 導入する事業	設備費	補助事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する経費	
	工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費	

2-7. 補助金及び上限額

交付要件を満たす補助対象住宅に以下のとおり補助金を交付します。

(1) 単年度事業

補助対象住宅の種別	補助金及び上限	備考
ZEH	一戸当たり 定額 55万円	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分・建物規模によらず全国一律 交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedも同額の補助金とする。
ZEH+	一戸当たり 定額 100万円	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分・建物規模によらず全国一律 交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金とする。(ZEH Orientedは不可)

(2) 複数年度事業

補助対象住宅の種別	本年度（1年目） B E L S 取得に係る費用	後年度（2年目） 高性能断熱外皮（断熱材、窓） 高性能設備に係る費用	備考
ZEH	5万円	50万円	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分・建物規模によらず全国一律 交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedも同額の補助金とします。 B E L S 取得に係る費用のみ、又は後年度（2年目）の高性能断熱外皮、高性能設備のみの申請は受付けません。
ZEH+	5万円	95万円	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分・建物規模によらず全国一律 交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金とします。 B E L S 取得に係る費用のみ、又は後年度（2年目）の高性能断熱外皮、高性能設備のみの申請は受付けません。

(3) ハイグレード仕様

ZEH+の補助対象住宅に等級6以上の外皮性能及び一次エネルギー消費量削減率30%以上のハイグレード仕様を導入する場合は、補助金を以下のとおり加算します。

(注) 複数年度事業は後年度(2年目)の補助対象となります。

補助対象	選択要件	補助金及び上限	備考
ZEH+	ハイグレード仕様※ (①外皮性能の更なる強化を内包する等級6以上の外皮性能を有し、一次エネルギー消費量削減率30%以上に係る措置) + ②高度エネルギー・マネジメント + ③電気自動車を活用した自家消費の拡大措置	一戸当たり 定額25万円	8地域に限り、以下内容を満たすことで25万円/戸とします。 • 外皮平均熱貫流率(U_A 値)：問わない • 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値)：5.1以下 • 一次エネルギー消費量削減率：30%以上 • ZEH+の選択要件として②高度エネルギー・マネジメント及び③電気自動車を活用した自家消費の拡大措置を選択
	ハイグレード仕様※ (①外皮性能の更なる強化を内包する等級6以上の外皮性能を有し、一次エネルギー消費量削減率30%以上に係る措置) + ②高度エネルギー・マネジメント	一戸当たり 定額10万円	8地域は除きます。
	ハイグレード仕様※ (①外皮性能の更なる強化を内包する等級6以上の外皮性能を有し、一次エネルギー消費量削減率30%以上に係る措置) + ③電気自動車を活用した自家消費の拡大措置		

※ ハイグレード仕様の要件の詳細については、P48を参照ください。

(注) 建設性能評価書取得は必須ではありません。

(4) 追加設備等

補助対象住宅に①～⑤に記載する設備等を導入する場合は、補助金を以下のとおり加算します。

追加設備等の要件は、P50～P56を参照。

(注) 複数年度事業は後年度（2年目）の補助対象となります。

	補助対象	補助金及び上限	備考
①	蓄電システム	<p>以下1)、2)、3)のうち、いずれか低い補助金を加算。</p> <p>1) 初期実効容量※1 1 kWhあたり2万円 2) 蓄電システムの補助対象経費※2の1／3 3) 補助額上限20万円</p>	<p>※1 JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとします。</p> <p>※2工事費は、補助対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとします。
②	直交集成板（C LT）	一戸当たり 定額90万円	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分・建物規模によらず全国一律
③	地中熱ヒートポンプ・システム	一戸当たり 定額90万円	<ul style="list-style-type: none"> クローズドループ・オープンループによらず一律
④	P V Tシステム (太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)	<p><液体式></p> <ul style="list-style-type: none"> パネル面積 5 m²以上 8 m²未満 65万円 パネル面積 8 m²以上 80万円 <p><空気式></p> <ul style="list-style-type: none"> パネル面積 22 m²以上 90万円 	—
⑤	液体集熱式太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> パネル面積 4 m²以上 6 m²未満 12万円 パネル面積 6 m²以上 15万円 	—

2-8. 他の補助金との調整

補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）と重複する対象費用を含めないでください。他の補助金との併用可否は下記表を参考にしてください。

- 他の補助事業に申請している又は申請する予定の場合は、その補助事業名及び補助対象設備等について、申請時に必ずZEHポータルに入力してください。
- 国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することになります。

■ 国庫補助の参考事例

補助事業名	設備	併用可	併用不可
給湯省エネ2024事業	燃料電池（エネファーム）	●	—
	電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート・おひさまエコキュート）	—	●
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	—	●
子育てエコホーム支援事業	—	—	●

2-9. 公募方法

「一般公募」と「新規取組公募」に分けて、**公募期間を定め、先着順に受付けます。**

なお、「新規取組公募」では、複数年度事業の公募は実施しません。

- (注)
- 申請の受付は、公募期間内の平日（月曜～金曜）のみ行い、毎日17時に締めた上、締め時間以降の申請は翌日申請として受付けます。
 - 公募期間中に申請金額の合計が予算に達した際は、その当該日（17時締切）に届いた不備・不足のない申請を対象として抽選を行い、受付対象を決定します。抽選結果は、申請受理日から1週間以内に申請者に通知します。
 - 申請金額の合計が予算に達した日の17時より後はポータル申請ができなくなります。
 - SIIでは、申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表します。申請の目安としてください。
 - 申請書類に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しません。

(1) 一般公募

単年度

複数年度

一般公募では、単年度事業と複数年度事業を受付けます。複数年度事業の注意事項は、次頁を参照してください。

【採択目安数について】

単年度事業の交付申請に際し、SIIが個々のZEHビルダー/プランナーに設定した「環境省事業による一公募当たりの採択目安数」（「ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）公募要領」P30参照）の3倍を超えた事業については、申請を受付けできません。なお、採択目安数は、8月30日（金）17時までの申請分に適用し、翌日以降は撤廃します。

複数年度事業の交付申請に際しては、採択目安数によらず、先着順に受付けます。

(2) 新規取組公募

単年度

新たにZEH普及に取り組むZEHビルダー/プランナーは、「新規取組公募」に**1件に限り申請**することができます。

2件目以降の申請は「一般公募」にて行ってください。なお、「新規取組公募」は、単年度事業でのみ受付けます。

【新規取組公募の対象となるZEHビルダー/プランナーとは】

- SIIに登録を受けたZEHビルダー/プランナーであること。ただし、ZEHビルダー/プランナー登録申請中であり、まだ登録を受けていない場合についても可とします。
- ZEHビルダー/プランナー登録を受けた後に、本事業を含む令和6年度以前のZEH補助金において、自らがZEHビルダー/プランナーとして関わる交付決定を1件も受けていないこと。

(3) 複数年度事業の注意事項

複数年度

本事業の複数年度事業に申請する場合は、以下を注意してください。

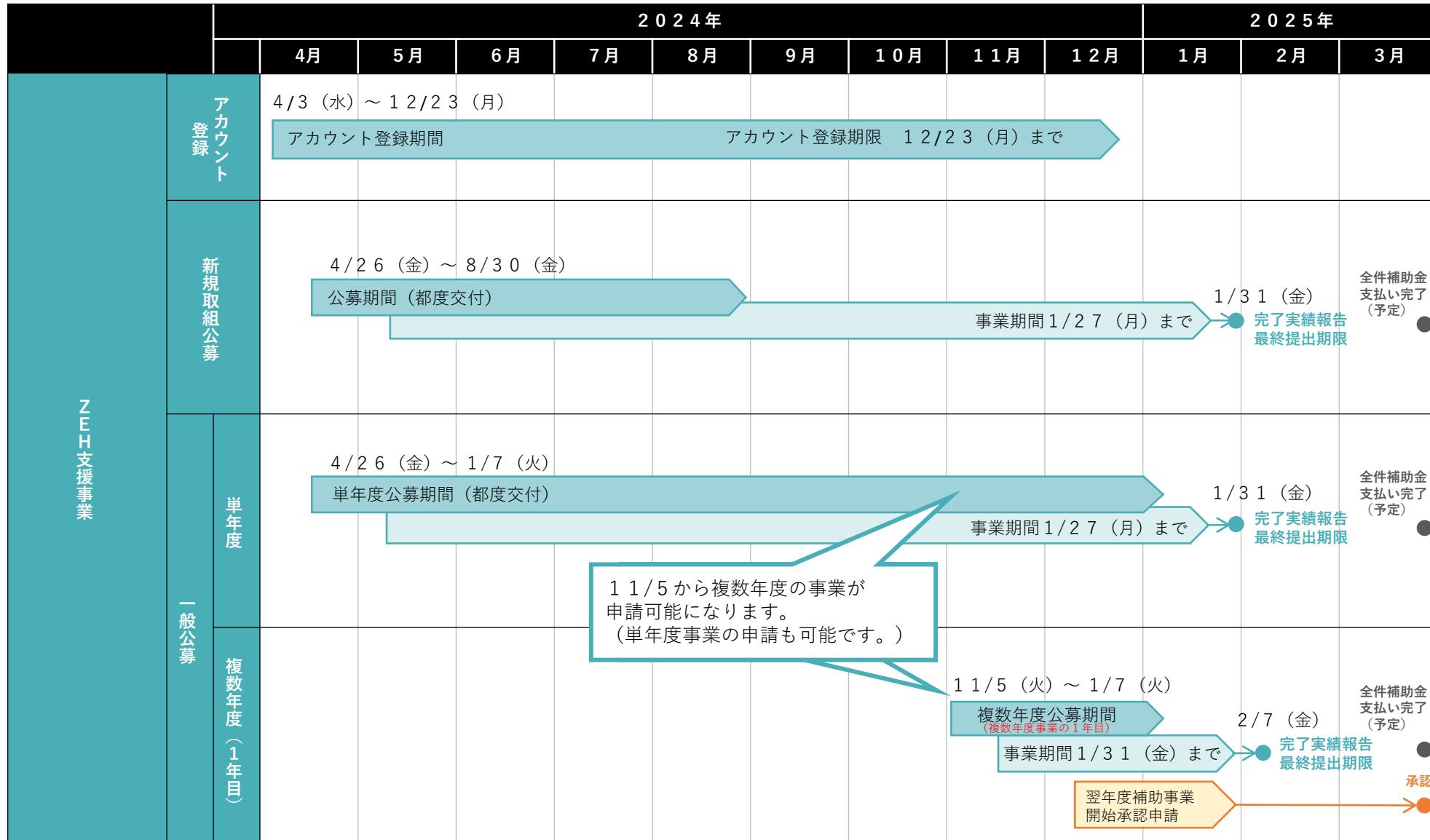
- ・ 本年度（1年目）は、2024年11月5日から申請を受付けます。
- ・ 本年度（1年目）の交付決定後にBELSの取得を完了し、後年度（2年目）に高性能断熱外皮（断熱材、窓）及び高性能設備に係る補助事業を完了させてください。
- ・ 各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

後年度（2年目）の補助金額は、本年度（1年目）の交付決定時に定めた金額を超えることはできません。

- ・ 本年度（1年目）の交付決定時に定めた補助対象住宅の区分（ZEH又はZEH+）を原則変更することはできません。
- ・ 交付規程第14条に基づき、本年度（1年目）にSIIの定めた期日までに「翌年度補助事業開始承認申請」を提出し、SIIの承認を受けた事業は、2025年4月1日以降、後年度（2年目）の交付決定前に事業着手が可能です。
- ・ 本年度（1年目）にSIIの定めた期日までに「翌年度補助事業開始承認申請」を提出しない事業は、後年度（2年目）の交付決定まで後年度事業に着手することができません。
- ・ 後年度（2年目）に補助事業を継続しない場合は、交付規程第14条第2項に基づき、本年度（1年目）に交付した補助金の返還を求めます。

2-10. 事業スケジュール

(1) 【単年度事業】【複数年度事業 | 本年度（1年目）】事業スケジュール



(2) 【複数年度事業 | 後年度（2年目）】事業スケジュール（予定）

※ 翌年度補助事業開始承認を受けた補助事業のみ交付決定前に着手可能です。（P21参照）

(注) 後年度(2年目)の詳細スケジュールは、令和7年度事業の執行団体決定後に当該執行団体より補助事業者にお知らせします。

(3) ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）スケジュール

2-11. 事業スケジュールの詳細（単年度事業・複数年度事業 本年度（1年目））

（1）ZEHポータルのアカウント発行

本事業の交付申請は、SIIが提供する「ZEHポータル」を利用した電子申請で行ってください。

- 申請者である法人の本社部門（又は補助金申請の取りまとめを行う部門の担当者）は、交付申請を行う前にZEHポータルのアカウント発行依頼をSIIに対して行ってください。
- アカウント登録方法の詳細は「ZEHポータル・マニュアル＜アカウント登録編＞」を参照してください。
(注) ZEHポータルにログインするためのIDの発行には3～7営業日ほどを要します。

（2）アカウント発行依頼受付期間

2024年 4月 3日（水）～ 2024年12月23日（月）

（3）公募期間

1) 新規取組公募（単年度事業）

2024年 4月26日（金）10時～ 2024年 8月30日（金）17時

2) 一般公募（単年度事業）

2024年 4月26日（金）10時～ 2025年 1月 7日（火）17時

3) 一般公募（複数年度事業）

2024年11月 5日（火）10時～ 2025年 1月 7日（火）17時

(4) 事業期間

- ・ 単年度事業で交付決定を受けた補助事業者は、交付決定日を補助事業の開始日とし、以下の期日までに中間報告及び完了実績報告をSIIに提出してください。
- ・ 複数年度事業の本年度（1年目）で交付決定を受けた補助事業者は、交付決定日を事業開始日とし、以下の期日までに本年度（1年目）の完了実績報告をSIIに提出してください。
(注) 複数年度事業において中間報告は不要です。

1) 交付決定

申請受理日から3週間を目処に都度交付決定を行います。

ただし、申請が集中した場合や、申請内容に関するSIIからの問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、その限りではありません。なお、最終交付決定日は以下のとおりとします。

<最終交付決定日>

- ① 新規取組公募（単年度事業） : **2024年 9月18日（水）**
- ② 一般公募（単年度事業） : **2025年 1月22日（水）**
- ③ 一般公募（複数年度事業） : **2025年 1月22日（水）**

(注) 交付決定後に、ZEHポータル上で「交付決定通知」が通知され、交付決定番号が記載された指定の「着手前写真用ボード」のデータが入手可能となります。

2) 中間報告

原則として、**補助事業の着手日から3週間以内**に提出すること。

最終提出期限は2025年1月24日（金）とする。

- (注)
- ・中間報告は2024年7月頃よりZEHポータルにて受付け予定です。日程が決まり次第別途お知らせいたします。
 - ・中間報告審査完了をしないと完了実績報告を行うことができません（複数年度事業を除きます）。

3) 事業完了

<事業完了日>

- 事業完了日とは、補助事業に係る工事及び工事代金の支払いが完了し、かつ、補助対象住宅の引渡しを受けた日付を指します。
申請者にて補助対象住宅の工事を行っている場合は、全ての補助対象設備の工事代金の支払いが完了した日付を指します。
ただし、ZEH+の選択要件で「②高度エネルギー・マネジメント」を選択した事業は、エネルギー計測装置の表示項目の名称設定も完了すること。また、HEMSより住宅内の冷暖房設備、給湯設備等の操作が可能であることを確認してください（P43参照）。
- 複数年度事業の本年度（1年目）の事業完了日は、BELSを取得した日とします。
(BELSの取得をもって、その費用の支払いが完了したものとします)

<最終事業完了日>

それぞれ下記期日までに事業完了すること。

- | | | |
|-----------------|---|----------------|
| ① 新規取組公募（単年度事業） | ： | 2025年 1月27日（月） |
| ② 一般公募（単年度事業） | ： | 2025年 1月27日（月） |
| ③ 一般公募（複数年度事業） | ： | 2025年 1月31日（金） |

4) 完了実績報告

原則として、**事業完了日から15日以内**に提出すること。

<最終提出期限>

- | | | | |
|-----------------|---|----------------|-----|
| ① 新規取組公募（単年度事業） | ： | 2025年 1月31日（金） | 17時 |
| ② 一般公募（単年度事業） | ： | 2025年 1月31日（金） | 17時 |
| ③ 一般公募（複数年度事業） | ： | 2025年 2月 7日（金） | 17時 |

(注) ・完了実績報告は2024年8月頃よりZEHポータルにて受付け予定です。日程が決まり次第別途お知らせいたします。
・中間報告審査完了をしないと完了実績報告を行うことができません（複数年度事業を除きます）。

2-12. 事業スケジュールの詳細（複数年度事業 後年度（2年目））（予定）

後年度（2年目）の詳細スケジュールは、令和7年度事業の執行団体決定後に当該執行団体より補助事業者にお知らせします。

（1）公募期間

2025年 4月 初旬 ~ 2025年 5月 7日（水）17時

（2）事業期間

後年度（2年目）で交付決定を受けた補助事業者は、交付決定日を事業開始日※とし、以下の期日までに後年度（2年目）の完了実績報告を令和7年度事業の執行団体に提出してください。

※ 4月1日から交付決定までに補助対象工事に着手する場合の手続きはP21の記載を参照。

1) 交付決定

申請受理日から3週間を目処に都度交付決定を行います。ただし、申請が集中した場合や、申請内容に関する問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、その限りではありません。なお、最終交付決定日は以下のとおりとします。

最終交付決定日：2025年 5月28日（水）

2) 事業完了

<事業完了日>

後年度（2年目）の事業完了日とは、補助事業に係る工事及び工事代金の支払いが完了し、かつ、補助対象住宅の引渡しを受けた日付を指します。

申請者にて補助対象住宅の工事を行っている場合は、全ての補助対象設備の工事代金の支払いが完了した日付を指します。

ただし、ZEH+の選択要件で「②高度エネルギー・マネジメント」を選択した事業は、エネルギー計測装置の表示項目の名称設定も完了すること。また、HEMSより住宅内の冷暖房設備、給湯設備等の操作が可能であることを確認してください（P43参照）。

<最終事業完了日>

2025年10月17日（金）までに事業完了すること。

3) 完了実績報告

原則として、**事業完了日から15日以内**に提出すること。

最終提出期限は、2025年10月24日（金）17時とする。

3. 交付要件

- 3-1. ZEHの交付要件
- 3-2. ZEH+の交付要件
- 3-3. ハイグレード仕様の要件
- 3-4. 追加設備等の交付要件

ZEHの交付要件

3-1. ZEHの交付要件

補助対象住宅がZEHの場合、以下（1）～（4）の要件を全て満たすこと。

（1）ZEHの要件

戸建住宅におけるZEH（『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Oriented）の定義を満たしていること。※1※2

- 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた外皮平均熱貫流率（U_A値）を満たすこと（P32参照）。
- 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。※3
- 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。※2
売電を行う場合は余剰買取方式に限る（全量買取方式は認めません）。
- 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
なお、Nearly ZEHの場合は75%以上100%未満削減、ZEH Orientedの場合は20%以上削減とする。※1※2※3※4

※1 以下の場合は、Nearly ZEHを補助対象とします。

- 寒冷地（地域区分1又は2）、低日射地域（日射区分A1又はA2）又は多雪地域（垂直積雪量100cm以上）に該当。
なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域とします。

※2 以下の場合は、ZEH Orientedを補助対象とします。

- **都市部狭小地等：**北側斜線制限（2階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85m²未満である土地に建築される住宅（平屋建ての場合を除く）。ただし、北側斜線制限の対象となる住宅であっても、補助対象に該当しない場合があります。
ZEH Orientedとして申請する場合は、SIIホームページの「よくあるご質問」を確認の上、申請前に必ずSIIへ相談してください。
- **多雪地域：**多雪地域（建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域）に建築される住宅。

※3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとします。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

※4 「再生可能エネルギー等を加えて一次エネルギー消費量が削減されていること」の計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。

(2) 省エネルギー性能表示評価書（B E L S）

1) 申請する住宅について、B E L Sにて『Z E H』※であることを示す証書を取得すること。

※ 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly Z E H、Z E H Orientedであることも可とします。

① B E L Sに関する要件事項

- Z E Hの種別を示す「Z E Hマーク」が表示されていること。
- 外皮性能は、地域区分ごとに定められた外皮平均熱貫流率（U_A値）を満たすこと。
- 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
- 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
ただし、Nearly Z E Hの場合は75%以上100%未満削減、Z E H Orientedの場合は20%以上削減とする。

② 注意事項

- B E L Sを取得した結果、本事業の要件に不適合の場合は、補助金の交付を受けることができません。
- 申請した内容に変更があった場合には、B E L Sの再取得を求める場合があります。
- 簡易入力画面で入力した一次エネルギー消費量計算結果の場合は追加資料を求める場合があります。

2) B E L Sは単年度事業の場合、交付決定後速やかに取得し、中間報告時に提出すること。

複数年度事業の場合は、本年度（1年目）の交付決定から完了実績報告までの期間に取得し、本年度（1年目）の完了実績報告時に提出すること。

(3) 導入する建材・設備等

以下1)、2)の要件を満たす建材・設備等を導入すること。

1) Z E H住宅の補助対象範囲及び設備等の要件一覧

本事業では、「B E L SにてZ E Hを満たすこと」を要件とします。

補助対象住宅に導入する設備については、B E L S取得時の一次エネルギー消費量計算結果（国立研究開発法人建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム（W E Bプログラム）」により計算）のそれぞれの設備において入力した性能以上のものを設置すること。

ただし、H E M Sについては性能要件を定めていますので、必ず確認の上申請してください。（P 34参照）

建材・設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準							
			地域区分	1	2	3	4	5	6	7
B E L S	●	該	• 補助対象住宅が『Z E H』（交付要件を満たす場合に限り、Nearly Z E H、Z E H Orientedであることも可）であることを示すものであること。							
高断熱外皮	●	該	外皮平均熱貫流率（U _A 値）	0. 40 以下	0. 50 以下	0. 60 以下				
			• 外皮平均熱貫流率（U _A 値）を算出するための外皮計算に係る部分に用いる断熱材及び窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。ただし、構造材、仕上げ材（内装外装）、玄関ドアは補助対象外とする。							-

●：本事業で導入を必須とすること 該：補助対象となるもの

建材・設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準
空調設備		●	該	<ul style="list-style-type: none"> 主たる居室には必ず設置すること。 主たる居室が複数の場合は、全てに冷暖房設備を導入すること。 1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。
給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・おひさまエコキュート)	●	該	(注) ガス(石油)従来型給湯機、ガス(石油)従来型給湯温水暖房機の導入は認めません。
	ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ)			
	石油潜熱回収型給湯機 (エコフィール)			
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)			
	太陽熱利用システム			
	燃料電池 (エネファーム)	—	—	—
省エネルギー設備	換気設備 (24時間換気に係るもの)	●	該	—
	照明設備 LED照明	●	—	—
再生可能エネルギー・システム	太陽光発電システム等	●	—	<ul style="list-style-type: none"> 申請する住宅がZEH Orientedの場合は、太陽光発電システム等の設置容量は問いません。
エネルギー計測装置 (HEMS)		●	—	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。 住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 計測されたデータの表示ができること。(詳細はP34参照)

●：本事業で導入を必須とすること 該：補助対象となるもの

(注) ・補助対象設備等は新品を導入すること。住宅の元請会社以外に補助事業者が分離発注する場合は、交付決定後※に購入したものに限る。

・補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

※ 複数年度事業の場合、後年度（2年目）の交付決定後を指す。

2) HEMSの要件

補助対象住宅に設置する HEMS は以下の①～③の要件を全て満たすこと。

① HEMSの機器要件

- a. 一般社団法人工エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。
- b. 住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- c. 計測されたデータの表示ができること。

(注) インターネット環境が必要な場合があります。

② 計測ポイントの要件 以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

エネルギー計測 要件一覧表

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量（単位：Wh）	●
	売電量※1（単位：Wh）	●
電力量の計測・取得	系統からの買電量（単位：Wh）	●
	住宅全体の電力使用量（単位：Wh）	●
蓄電システム	冷暖房設備の電力使用量※2（単位：Wh）	○
	電気ヒートポンプ式給湯機の給湯設備 (エコキュート・おひさまエコキュート等) の電力使用量（単位：Wh）	○
電気自動車を活用した充電設備 (プラグインハイブリッド車を含む)	ガスコーニューションシステム(エネファーム等) の発電量 (単位：Wh)	○
	照明設備の電力使用量（単位：Wh）	—
電気自動車を活用した充放電設備 (プラグインハイブリッド車を含む)	換気設備の電力使用量（単位：Wh）	—
	充電力量（単位：Wh）	○
使用電力 計測・取得間隔	放電力量（単位：Wh）	○
	1時間以内	●
データ蓄積期間※3※4	1時間以内の単位 1カ月以上	●
	1日以内の単位 13カ月以上	●

凡例

●：必須項目

○：計測対象設備設置の場合は必須

※1 太陽光発電システムとガスコーニューションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコーニューションシステムの売電量の合算値でも可とします。

※2 「主たる居室」に設置する冷暖房設備の電力量を計測できること。

※3 HEMSにより計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。

※4 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができるここと。

③ 運用時の要件

事業承継後、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。（P82参照）

(4) 不動産売買契約書における重要事項説明書

補助対象住宅の購入者と締結する不動産売買契約書における重要事項説明書に以下を明示し、その文言が記載された契約書類の雛形を中間報告時※に提出すること。

※ 複数年度事業の場合、後年度（2年目）の交付申請時を指す。

① 定期報告アンケートについて

補助対象住宅の不動産売買契約を行う購入者（以下「事業継承者」という。）は入居後2年間、SIIが定める使用状況の報告（定期報告アンケート）を行う必要があること。

② J-クレジット化の意思表明について

事業継承者が本事業で得られる温室効果ガス排出削減効果のJ-クレジット化（自己負担見合い分のみ）について、J-グリーン・リンクエージュ俱乐部等の国、地方公共団体又は民間団体等が運営・管理するJ-クレジット制度に基づく排出削減事業で、その実施に関する意思表示を行うこと。

（注）「J-グリーン・リンクエージュ俱乐部（<https://j-greenlinkage.go.jp/>）」にて本事業で得られる温室効果ガス排出削減効果のJ-クレジット化に関する意思表明をする場合は、「J-グリーン・リンクエージュ俱乐部」への入会に必要な手続きはSIIが行います。その際、「J-グリーン・リンクエージュ俱乐部」及び国へ事業継承者に係る個人情報の提供を行うので、これを了承すること。

ZEH + の交付要件

3-2. ZEH+の交付要件

補助対象住宅がZEH+の場合、以下（1）～（5）の要件を全て満たすこと。

（1）ZEH+の要件

戸建住宅におけるZEH（『ZEH+』、Nearly ZEH+）の定義を満たしていること。※1

- 1) 住宅の外皮性能は、申請内容に応じて地域区分ごとに定められた外皮平均熱貫流率（U_A値）を満たすこと（P39参照）。
- 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。※2
- 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。

売電を行う場合は余剰買取方式に限る。（全量買取方式は認めません）

- 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
なお、Nearly ZEH+の場合は75%以上100%未満削減とする。※1※2※3

※1以下の場合は、Nearly ZEH+を補助対象とします。

- 寒冷地（地域区分1又は2）、低日射地域（日射区分A1又はA2）又は多雪地域（垂直積雪量100cm以上）の場合に該当。
なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域とします。

※2 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠するものとします。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

※3 「再生可能エネルギー等を加えて一次エネルギー消費量が削減されていること」の計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。

(2) 省エネルギー性能表示評価書（B E L S）

1) 申請する住宅について、B E L Sにて、『Z E H』※であることを示す証書を取得すること。

※ 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly Z E Hであることも可とします。

① B E L Sに関する要件事項

- Z E Hの種別を示す「Z E Hマーク」が表示されていること。
- 外皮性能は、申請内容に応じて地域区分ごとに定められた外皮平均熱貫流率（U_A値）を満たすこと。
- 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。
- 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
ただし、Nearly Z E Hの場合は75%以上100%未満削減とする。
- [Z E H+の選択要件]で「①外皮性能の更なる強化」を選択した事業については、外皮平均熱貫流率（U_A値）がP39に示す基準を満たしていること。

② 注意事項

- B E L Sを取得した結果、本事業の要件に不適合の場合は、補助金の交付を受けることができません。
- 申請した内容に変更があった場合には、B E L S等の再取得を求める場合があります。
- 簡易入力画面で入力した一次エネルギー消費量計算結果の場合は追加資料を求める場合があります。

2) B E L Sは単年度事業の場合、交付決定後速やかに取得し、中間報告時に提出すること。

複数年度事業の場合は、本年度（1年目）の交付決定から完了実績報告までの期間に取得し、本年度（1年目）の完了実績報告時に提出すること。

(3) 導入する建材・設備等

以下1)、2)の要件を満たす建材・設備等を導入すること。

1) ZEH+住宅の補助対象範囲及び設備等の要件一覧

本事業では、「BELSにてZEHを満たすこと」を要件とします。

補助対象住宅に導入する設備については、BELS取得時の一次エネルギー消費量計算結果（国立研究開発法人建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム（WEBプログラム）」により計算）のそれぞれの設備において入力した性能以上のものを設置すること。

ただし、HEMSについては性能要件を定めていますので、必ず確認の上申請してください。（P41参照）

建材・設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準								
			地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
BELS	●	該	• 補助対象住宅が『ZEH』（交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEHであることも可）であることを示すものであること。								
高断熱外皮	●	該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
			ZEH相当の外皮性能	0.40以下	0.50以下	0.60以下					-
			①外皮性能の更なる強化	0.30以下	0.40以下	0.50以下					-
			等級6以上の外皮性能	0.28以下	0.34以下	0.46以下					-
• 外皮平均熱貫流率（UA値）を算出するための外皮計算に係る部分に用いる断熱材及び窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。ただし、構造材、仕上げ材（内装外装）、玄関ドアは補助対象外とする。											

●：本事業で導入を必須とすること 該：補助対象となるもの

建材・設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準
空調設備		●	該	<ul style="list-style-type: none"> 主たる居室には必ず設置すること。 主たる居室が複数の場合は、全てに冷暖房設備を導入すること。 1・2 地域の「冷房」、8 地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。
給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・おひさまエコキュート)	●	該	(注) ガス(石油) 従来型給湯機、ガス(石油) 従来型給湯温水暖房機の導入は認めません。
	ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ)			
	石油潜熱回収型給湯機 (エコフィール)			
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)			
	太陽熱利用システム		—	
	燃料電池 (エネファーム)	—	—	—
省エネルギー設備	換気設備 (24時間換気に係るもの)	●	該	—
	照明設備 LED 照明	●	—	—
再生可能エネルギー・システム	太陽光発電システム等	●	—	—
エネルギー計測装置 (HEMS)		●	—	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。 住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 [ZEH+の選択要件] ②高度エネルギー管理を選択しない事業は、P41を参照。選択する事業は、P42～P46を参照。

●：本事業で導入を必須とすること 該：補助対象となるもの

(注) ① で表示する項目は [ZEH+の選択要件] ②高度エネルギー管理を選択した場合、P42～P46記載の追加要件があります。

・補助対象設備等は新品を導入すること。住宅の元請会社以外に補助事業者が分離発注する場合は、交付決定後※に購入したものに限る。

・補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

※ 複数年度事業の場合、後年度(2年目)の交付決定後を指す。

2) HEMSの要件

補助対象住宅に設置するHEMSは以下の①～③の要件を全て満たすこと。

① HEMSの機器要件

- a. 一般社団法人工エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。
- b. 住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- c. 計測されたデータの表示ができること。

(注) インターネット環境が必要な場合があります。

② 計測ポイントの要件 以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

エネルギー計測 要件一覧表

凡例

●：必須項目

○：計測対象設備設置の場合は必須

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量（単位：Wh）	●
	売電量※1（単位：Wh）	●
電力量の計測・取得	系統からの買電量（単位：Wh）	●
	住宅全体の電力使用量（単位：Wh）	●
	冷暖房設備の電力使用量※2（単位：Wh）	○
	電気ヒートポンプ式給湯機の給湯設備 (エコキュート・おひさまエコキュート等) の電力使用量（単位：Wh）	○
	ガスコーポレーションシステム(エネファーム等)の発電量 (単位：Wh)	○
	照明設備の電力使用量（単位：Wh）	—
	換気設備の電力使用量（単位：Wh）	—
	充電力量（単位：Wh）	○
	放電力量（単位：Wh）	○
	充電力量（単位：Wh）	○
蓄電システム	充電力量（単位：Wh）	○
電気自動車を活用した充電設備 (プラグインハイブリッド車を含む)	充電力量（単位：Wh）	○
電気自動車を活用した充放電設備 (プラグインハイブリッド車を含む)	充電力量（単位：Wh）	○
使用電力 計測・取得間隔	1時間以内	●
データ蓄積期間※3※4	1時間以内の単位 1カ月以上	●
	1日以内の単位 13カ月以上	●

※1 太陽光発電システムとガスコーポレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコーポレーションシステムの売電量の合算値でも可とします。

※2 「主たる居室」に設置する冷暖房設備の電力量を計測できること。

※3 HEMSにより計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。

※4 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができるこ

③ 運用時の要件

事業承継後、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。（P82参照）

(4) ZEH+の選択要件

売電のみを前提とせず、創エネルギーの自家消費を意識した再生可能エネルギーの促進に係る措置として以下のうち2つ以上を導入することが「ZEH+の選択要件」となります。ただし、8地域については、以下の「②及び③の組合せ」に限ります。

①外皮性能の更なる強化

住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた外皮平均熱貫流率（U_A値）を満たすこと。（P39参照）

②高度エネルギー管理

HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の冷暖房設備、給湯設備等を制御可能であること。

また、以下の要件を満たすこと。

- 1) 冷暖房設備及び給湯設備等（蓄電システム、燃料電池、充電設備又は充放電設備を設置する場合には、これらの設備を含む）について、P45「APPENDIX ECHONET詳細規定のReleaseバージョン」記載のReleaseバージョン以上の機器を設置すること。
- 2) 補助対象住宅に設置するHEMSはP43～P46記載の①～⑥の要件を全て満たすこと。

（注）HEMSのエネルギー計測装置の表示項目の名称設定も完了して事業完了日となります。

③電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備

太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）（以下「EV」という。）に充電を可能とする設備又はEVと住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、敷地内の駐車スペースにおいて使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。

（注）・前面道路から駐車スペースまでの進入経路も原則申請敷地内とすること。
・EVの所有は要件に含まない。

- ① EV充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備を設置する場合
 - a. 分電盤に専用の分岐回路（＝専用回路）を設置すること。
 - b. 設置する専用回路は単相200V20A以上とすること。
- ② V2H充電設備（充放電設備）を設置する場合
 - a. EVから住宅へ放電する電力量もHEMSで計測すること。
 - b. V2H充電設備（充放電設備）開閉器を設置すること。

②高度エネルギー管理に係るHEMSの要件

① HEMSの機器要件

- a. 一般社団法人エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。
- b. 住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- c. 計測されたデータの表示ができること。
- d. 導入する計測対象の機器要件となるECHONET Lite AIF認証を全て取得していること。（<https://echonet.jp/>）
- e. APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、導入する計測対象の設備要件となるReleaseバージョン以上であること。なお、完了実績報告時※までに、ファームアップ等を行う予定でかつその性能を有する機器も可とします。
- f. SIIがホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。

（注）インターネット環境が必要な場合があります。

② HEMSコントローラの設定要件

- a. HEMSで計測する項目ごとに、HEMSコントローラやモニタに表示される計測対象の項目名称の設定をすること。
 - 項目名称の設定は、完了実績報告時※までに完了すること。
 - 名称の設定ができない機器や、モニタ画面上で項目名称の設定が行えてもデータの書き出しに反映しない場合は要件未達とみなします。
- b. 「③計測ポイントの要件」を満たすこと。

③ 計測ポイントの要件

計測ポイントはP4 1に示す「エネルギー計測要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

※複数年度事業の場合、後年度（2年目）の完了実績報告時を指す。

(4) 計測データの要件

H E M S の表示項目の名称設定を完了することで事業完了※とします。

エネルギー計測の要件	<ul style="list-style-type: none">• P 4.1 に示す「②計測ポイントの要件」において必須の計測ポイントごとに計測すること。• 1 時間ごとの計測値（単位：W h）であること。• 計測項目や年月、日時が記載されていること。• S I I がホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。 URL : https://zehweb.jp/house/overview/general.html
運用時の要件	事業継承者は、入居から 2 年間、H E M S コントローラ等に蓄積された計測データを記録・保存すること。

事業継承者は、入居から 2 年間は、国又は S I I の求めに応じて提出できるよう、H E M S コントローラ等に蓄積された計測データを保存してください。

※ 複数年度事業の場合、後年度（2 年目）の事業完了を指す。

⑤ 相互接続性における制御の要件

- 通信制御対象の各設備と HEMS コントローラ間において、それぞれの相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能を通信制御できること。
- 設置する HEMS コントローラの APPENDIX ECHONET 機器オブジェクト詳細規定の Release バージョンは、通信制御対象の各設備に対し、上位の Release バージョンであること。（右図参照）
- 通信制御対象の各設備において HEMS コントローラによる操作を可能にする ECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該アダプターの設置を必須とする。

APPENDIX ECHONET 詳細規定の Release バージョン

導入設備	APPENDIX ECHONET 機器 オブジェクト詳細規定
空調設備	
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・ おひさまエコキュート等)	Release D 以降
燃料電池 (エネファーム等)	
ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ等)	Release C 以降
ハイブリッド給湯設備	ハイブリッド給湯器クラスは Release L 以降 瞬間式給湯器クラスは Release C 以降
蓄電システム	Release H 以降
充放電設備 (V2H 充電設備等)	Release G 以降
充電設備	Release J 以降

(注) 完了実績報告時※1までに、ファームアップ等を行う予定で、かつその性能を有する機器も可とします。

※1 複数年度事業の場合、後年度（2年目）の完了実績報告時を指す。

相互接続性の自己確認を示す書類と提出方法

書類	<ul style="list-style-type: none"> 設備メーカー等が、ECHONET Lite AIF 認証で相互確認を必須化している各プロパティ（スーパークラス規定に該当するものは除く）について、アクセスルールで定められた事項の情報を、ECHONET Lite の必須プロトコル（併せて各社の独自のプロトコルも使用可能）で HEMS コントローラから通信制御可能であることとします。 HEMS コントローラと住宅設備との相互接続性を確認できたホワイトリスト（メーカー等が自社ホームページに掲載するなどして一般に公表されているもの）。
提出方法	中間報告時※2に、補助対象住宅に導入予定の機器に関する相互接続性の自己確認を示す資料を SII へ提出すること。

※2 複数年度事業の場合、本年度（1年目）の完了実績報告時を指す。

【別表1】ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ

機器	プロパティ名		
家庭用エアコン	・動作状態 ・節電動作設定	・運転モード設定 ・温度設定値	・室内温度計測値 ・風量設定
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・おひさまエコキュート等)	・動作状態 ・沸き上げ自動設定	・昼間沸き増し許可設定 ・給湯中状態	-
ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ等)	・動作状態 ・給湯器燃焼状態	・風呂給湯器燃焼状態 ・風呂自動モード設定	-
燃料電池 (エネファーム等)	・動作状態	・瞬時発電電力計測値	・積算発電電力量計測値
ハイブリッド給湯機	・動作状態	・太陽光発電連携モード設定※1	-
蓄電システム	・動作状況 ・識別番号 ・現在時刻設定 ・現在年月日設定 ・AC実効容量（充電・放電）	・AC充電・放電可能容量 ・AC充電・放電可能量 ・AC積算充電・放電電力量計測値 ・AC充電量・放電量設定値 ・最小最大充電量・放電電力値	・運転動作設定（充電・放電・待機は必須） ・運転モード設定（充電・放電・待機は必須） ・系統連系状態 ・蓄電残量（Wh・Ah・%いずれかの搭載が必須） ・蓄電池タイプ
充放電設備 (V2H充電設備等)	・動作状態	・定格充電能力 ・定格放電能力 ・車両接続・充放電可否状態 ・最小最大充電電力値 ・最小最大放電電力値 ・最小最大充電電流値 ・最小最大放電電流値 ・充放電器タイプ ・運転モード設定	・車両接続確認※2 ・車載電池の放電可能容量値1※3 ・車載電池の放電可能残容量1※3※4 ・車載電池の放電可能残容量3※3※4 ・車載電池の使用容量値1※3 ・車載電池の電池残容量1※3※4 ・車載電池の電池残容量3※3※4
充電設備	・動作状態	・定格充電能力 ・車両接続・充電可否状態 ・充電器タイプ ・運転モード設定	・車両接続確認※2 ・車載電池の充電可能容量値※3 ・車載電池の充電可能残容量値※3 ・車載電池の使用容量値1※3 ・車載電池の電池残容量1※3※4 ・車載電池の電池残容量3※3※4 ・車両ID※3

※1 太陽光発電余剰電力時間帯にヒートポンプ貯湯運転を行う。

※2 充放電器タイプ又は充電器タイプがDC__タイプAAの場合のみ必須。

※3 充放電器又は充電器に接続する電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）から出力される場合、応答必須。

※4 いずれかのプロパティを搭載すること。

(5) 不動産売買契約書における重要事項説明書

補助対象住宅の購入者と締結する不動産売買契約書における重要事項説明書に以下を明示し、その文言が記載された契約書類の雛形を中間報告時※に提出すること。

※ 複数年度事業の場合、後年度（2年目）の交付申請時を指す。

① 定期報告アンケートについて

補助対象住宅の不動産売買契約を行う購入者（以下「事業継承者」という。）は入居後2年間、SIIが定める使用状況の報告（定期報告アンケート）を行う必要があること。

② J-クレジット化の意思表明について

事業継承者が本事業で得られる温室効果ガス排出削減効果のJ-クレジット化（自己負担見合い分のみ）について、J-グリーン・リンクエージュ俱楽部等の国、地方公共団体又は民間団体等が運営・管理するJ-クレジット制度に基づく排出削減事業で、その実施に関する意思表明を行うこと。

（注）「J-グリーン・リンクエージュ俱楽部（<https://j-greenlinkage.go.jp/>）」にて本事業で得られる温室効果ガス排出削減効果のJ-クレジット化に関する意思表明をする場合は、「J-グリーン・リンクエージュ俱楽部」への入会に必要な手続きはSIIが行います。その際、「J-グリーン・リンクエージュ俱楽部」及び国へ事業継承者に係る個人情報の提供を行うので、これを了承すること。

3-3. ハイグレード仕様の要件

ハイグレード仕様（等級6以上の外皮性能+一次エネルギー消費量削減率30%以上）

更なる高断熱の性能を有するZEHの普及促進及び再生可能エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量の削減率向上に係る措置として、以下の1)、2)を満たすものをハイグレード仕様の要件とします。

1) 等級6以上の外皮性能

各地域区分において以下の外皮平均熱貫流率（U_A値）及び冷房期の平均日射熱取得率（ηAC値）を満たしていること。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率（U _A 値）	0.28以下	0.34以下	0.46以下					—
冷房期の平均日射熱取得率（ηAC値）	基準値なし		3.0以下	2.8以下	2.7以下	5.1以下		

(注) 補助額についてはP17を参照。

2) 一次エネルギー消費量削減率30%以上

設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。※

※ エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠するものとします。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

追加設備等の 交付要件

3-4. 追加設備等の交付要件

補助対象となる追加設備等は、補助対象住宅に導入する以下(1)～(5)に記載するものとなります。

なお、導入する追加設備等は、新品を導入すること。

番号	補助対象となる追加設備等
(1)	蓄電システム
(2)	直交集成板（C L T）
(3)	地中熱ヒートポンプ・システム
(4)	P V Tシステム（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）
(5)	液体集熱式太陽熱利用システム

(1) 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- ・本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
- ・本年度、SIIに製品登録されていること。^{※1}
なお、「令和5年度ZEH支援事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とする。
- ・蓄電システムの導入価格（設備費+工事費・据付費^{※2}）が、蓄電容量1kWhあたり13.5万円以下であること。^{※3}
- ・蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすこと。

<導入目的>

再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。

<接続及び運用の要件>

再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。

（非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外）

※1 本事業の補助対象機器（蓄電システム）一覧は、SIIホームページで随時公表する。

URL：<https://zehweb.jp/registration/battery/>

※2 工事費・据付費は、蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用とする。

※3 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下「ハイブリッド」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。

ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり2万円を控除することができる。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる）

(2) 直交集成板（C L T）

補助対象となる直交集成板（以下「C L T」という。）は、以下の要件を全て満たすこと。

国内製品において、J A S認定工場で製造されたJ A S製品であること。

C L T要件

補助対象住宅への導入場所	補助対象住宅における使用量	施工方法
構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版、屋根版に面的に使用されていること。	C L Tの総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該C L Tの使用量が0.1 m ³ /m ² 以上であること。	工法は問いません。 ただし、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組工法又は木質プレハブ法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（国土交通省告示第1540号、平成29年9月26日公布・施行）」に準拠すること。

（注）C L Tの導入に際しては、仕上げ材の一部又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。

(3) 地中熱ヒートポンプ・システム

補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- 表1に記載する要件を全て満たすこと。
- 地中熱ヒートポンプ熱源機の要件を満たしていることを定量的に示せること。
- 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。
- 完了実績報告時※にボーリング着工写真を提出できること。

※ 複数年度事業の場合、後年度（2年目）の完了実績報告時を指す。

（表1）地中熱ヒートポンプ・システムの要件

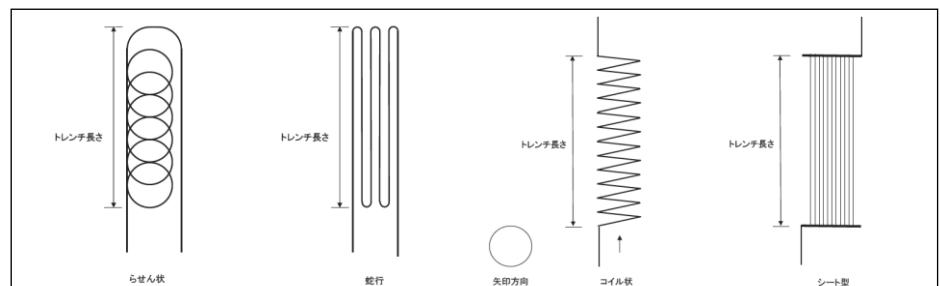
区分	対象範囲	要件	
工法	クローズドループ 垂直埋設型	採熱深度が30m 以浅であること。	・「クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧」（P54、図1）のいずれかの工法であること。 ・地中熱交換器の総長が30m以上であること。 (Uチューブの場合は行き帰りを一体で測定)
	クローズドループ 水平埋設型		「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」（P54、図2）のいずれかの工法であること。
	オープンループ 放流型	揚水深度が50m 以浅であること。	「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」（P54、図2）で示す「らせん状」、「蛇行」、「コイル状」の採熱工法を採用する場合、地中熱交換器に用いるパイプの総長は150m以上であること。
	オープンループ 還元井型		「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」（P54、図2）で示す「シート型」の採熱工法を採用する場合、施設面積は30m ² 以上であること。
	オープンループ 浸透耕型		—
設備 機器	地中熱ヒートポンプ 熱源機	暖房時COP3.7以上であること。	
	附隨設備	システムを構成するタンク及びポンプ類、熱交換器、井水槽等。 (オープンループの採熱工法一覧（P54、図3）により必要な場合)	
	放熱機器等	システムを構成する床暖房、パネルラジエーター、ファンコイルユニット等。	
工事費	工事費	システムに係る機器全ての設置費用及び、配管、断熱等の工事費用。	

(図1) クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧

工法 名称	ボアホール工法			杭工法			
	シングルUチューブ	ダブルUチューブ	スパイラルチューブ	杭シングルUチューブ	杭ダブルUチューブ	二重管	既成コンクリートH杭
水平断面 (例)							
垂直断面図 (例)							
口径(mm)	・100以上	・110以上	・500以上	・100以上	・100以上	・60以上	・200×200以上
杭材種(例)	—	—	—	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管 ・ステンレス管	・既成コンクリート杭 ・鋼管 ・ステンレス管	・H型既成コンクリート杭
熱交換器(例)	・高密度ポリエチレン管 ・架橋ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・杭本体 (高密度ポリエチレン管、 ・高密度ポリエチレン管、 ・鋼管、ステンレス管)	・杭本体 (高密度ポリエチレン管、 ・高密度ポリエチレン管、 ・鋼管、ステンレス管)	・高密度ポリエチレン管 ・鋼管
充填材(例)	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・不凍液 ・水	・セメントミルク
熱媒(例)	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液
備考	・複数(ダブル以上)のUチューブを挿入したものも含む。			・複数(ダブル以上)のUチューブを挿入したものも含む。			

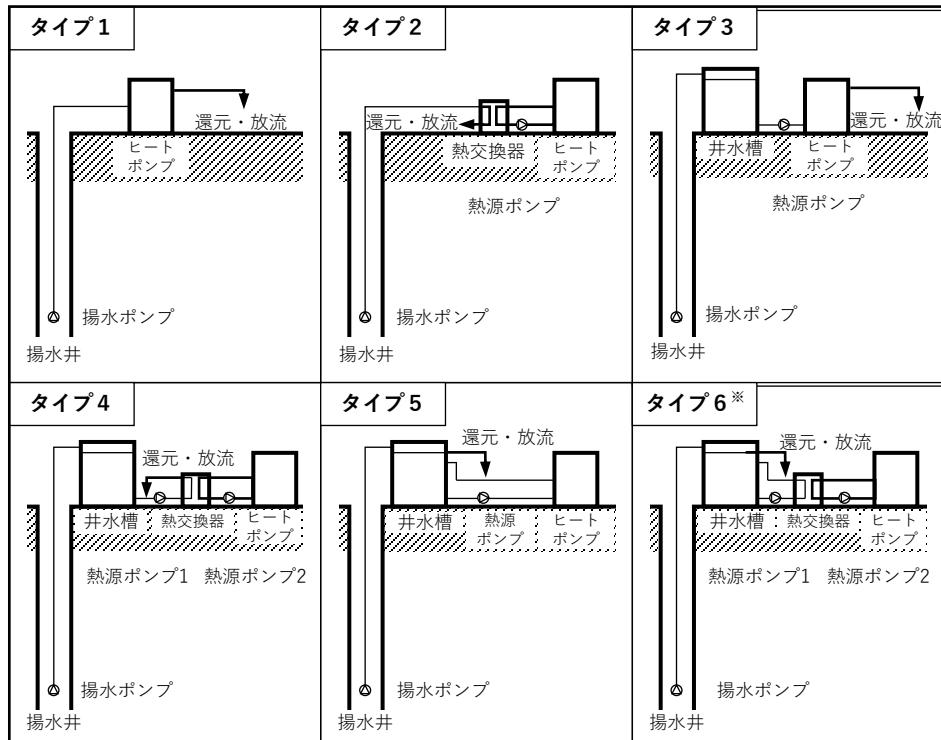
出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「垂直埋設型の採熱工法の一覧」
より抜粋

(図2) クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧



出典：国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所「平成28年度省エネルギー基準（非住宅建築物）地中熱ヒートポンプ・システムの熱源水温度計算方法」P4 「図3 クローズドループ水平埋設型の4方式」より抜粋

(図3) オープンループの採熱工法一覧



出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「オープンループ採熱工法の一覧」
より抜粋

※ タンク式の熱交換器を用いる方法。井水槽内に熱交換器が置かれ、熱源ポンプ1及びそれに付随する配管はない。

(4) PVTシステム（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）

補助対象となるPVTシステムは、以下の要件を全て満たすこと。

- 表2に示す「補助対象となる設備項目」ごとの要件を全て満たすこと。（PVTシステムに当該設備が含まれない項目は、この限りでない）
- 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。

（表2）PVTシステムの機器要件

区分	補助対象となる設備項目		要件
空気集熱式	太陽光発電機能付き集熱器（PVT）※1		・日集熱効率10%以上であること。※2 ・設置するPVTパネル面積が22m ² 以上であること。
	付帯設備 ・部材費※3	エアーハンドリングユニット (集熱用送風機、ダンパー、熱交換器等)	集熱空気を搬送し、集熱空気を活用するための風路切り替えダンパーを備えたもの。
		集熱空気用ダクト・配管	—
		蓄熱槽（貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等）	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
工事費		補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。	
液体集熱式	太陽光発電機能付き集熱器（PVT）※1		・日集熱効率10%以上であること。※2 ・設置するPVTパネル面積が5m ² 以上であること。
	付帯設備 ・部材費※3	熱媒配管（配管、継手、バルブ等）	—
		蓄熱槽（貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等）	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。

※1 PVTパネルの集熱に係る部分のみを補助対象とする（発電部分、PVT以外の集熱器は補助対象外）。

※2 JIS A 4112に準拠した試験方法であること。

※3 補助対象となるPVTシステムの集熱システムに付帯するものに限る。

(5) 液体集熱式太陽熱利用システム

補助対象となる液体集熱式太陽熱利用システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- 循環方式は、強制循環に限る。
- 表3に示す「補助対象となる設備項目」ごとの要件を満たすこと。
- 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。

(表3) 液体集熱式太陽熱利用システムの機器要件

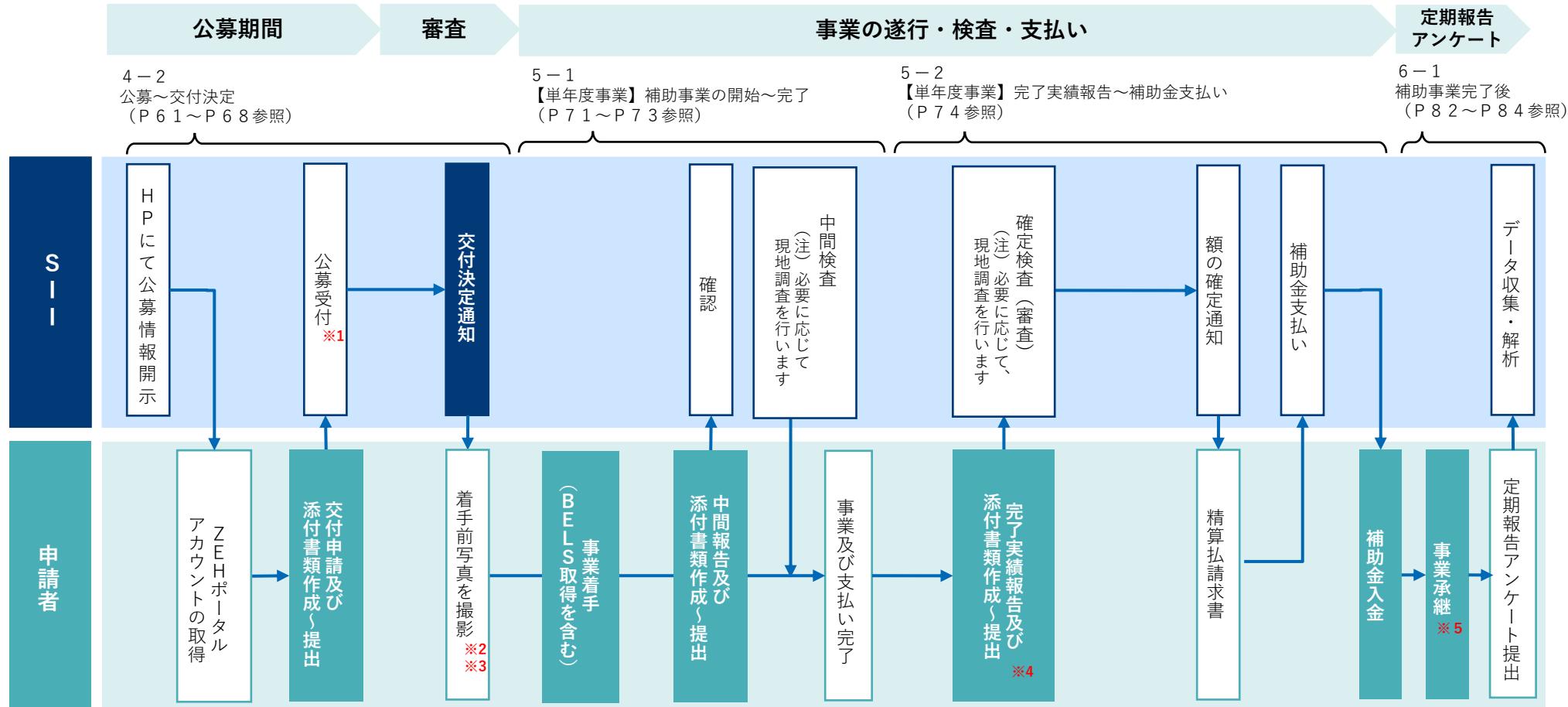
補助対象となる設備項目		要件				
	高効率集熱器	<ul style="list-style-type: none"> 屋根面等に太陽光発電パネルと併設された太陽熱集熱器であること。 設置する集熱器の面積が4m²以上であること。 日集熱効率について下記要件を満たすこと。 <table> <tr> <td>平板形</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>真空ガラス管形</td> <td>50%以上</td> </tr> </table>	平板形	60%以上	真空ガラス管形	50%以上
平板形	60%以上					
真空ガラス管形	50%以上					
付帯設備・部材費 (補助対象となる集熱システムに付帯するものに限る。)	蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。				
	集熱配管	—				
	その他付属部材	—				
	補助熱源給湯器	—				
工事費		補助対象となる集熱器、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。				

4. 事業の実施 事業フロー・公募～交付決定

- 4 – 1. 事業フロー
- 4 – 2. 公募～交付決定

4-1. 事業フロー

(1) 【単年度事業】事業フロー



※1 申請内容に不備・不足がある場合や予算に達した場合は原則、申請を受理しません。

※2 着手前に着手前写真用ボードを使用して住宅建設地（更地）の着手前写真を撮影してください。（P71 参照）

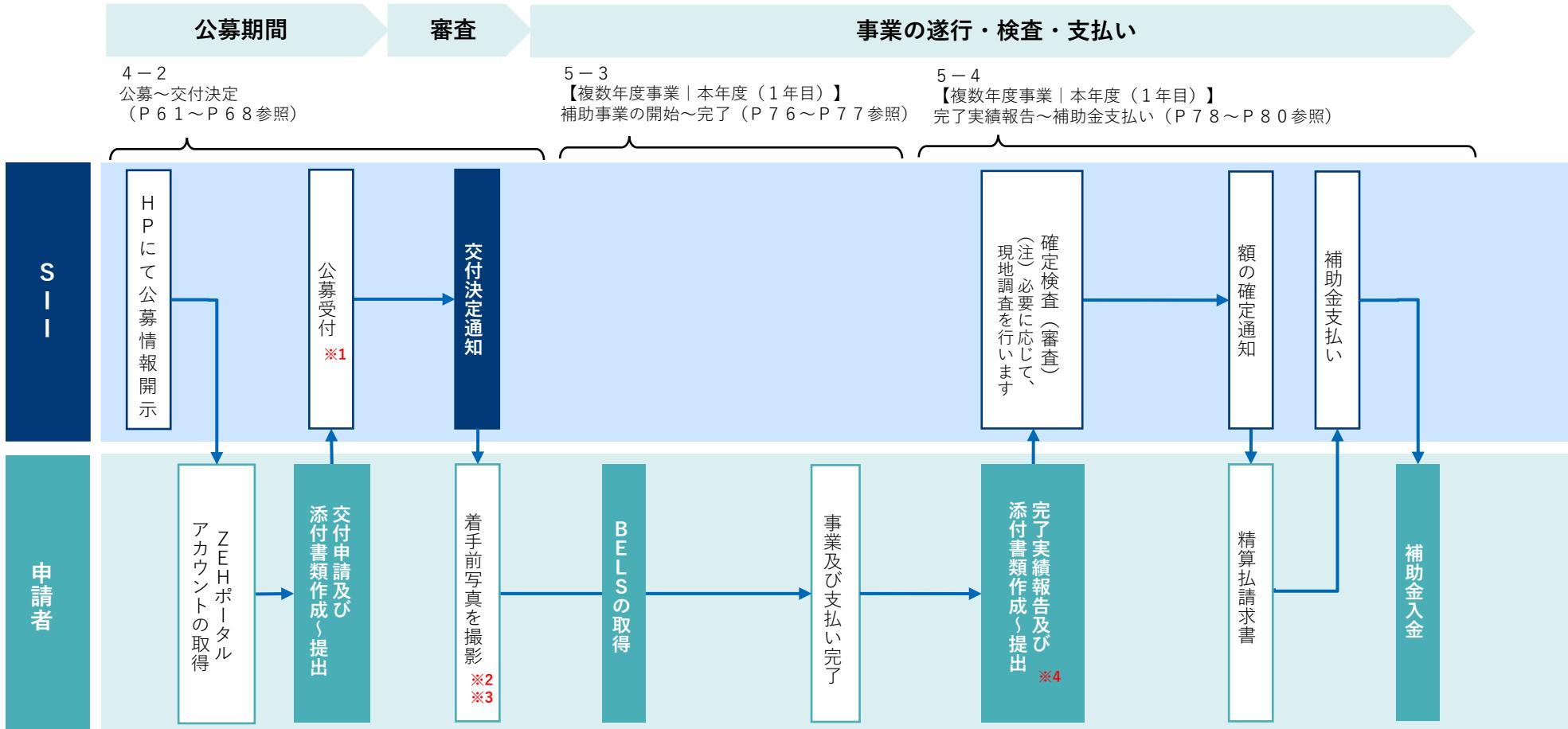
※3 地中熱ヒートポンプ・システムを導入する場合に限り、ボーリング着工写真を撮影してください。

※4 完了実績報告に不備・不足がある場合や提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取り下げたものとみなします。

※5 補助事業者が補助対象住宅を第三者に販売（有償譲渡を含む）する行為は、財産処分にあたります。この場合、原則として補助対象住宅の売買予定が決まってから契約が成立するまでの間に、SII に財産処分承認申請書を提出し、SII から財産処分承認を受ける必要があります。

また、補助金は補助対象住宅の所有権を有する者にしか交付できませんので、**事業継承者への所有権移転日（引渡日）は、必ず補助金受取日以降とする**ことを厳守してください。

(2) 【複数年度事業 | 本年度（1年目）】事業フロー



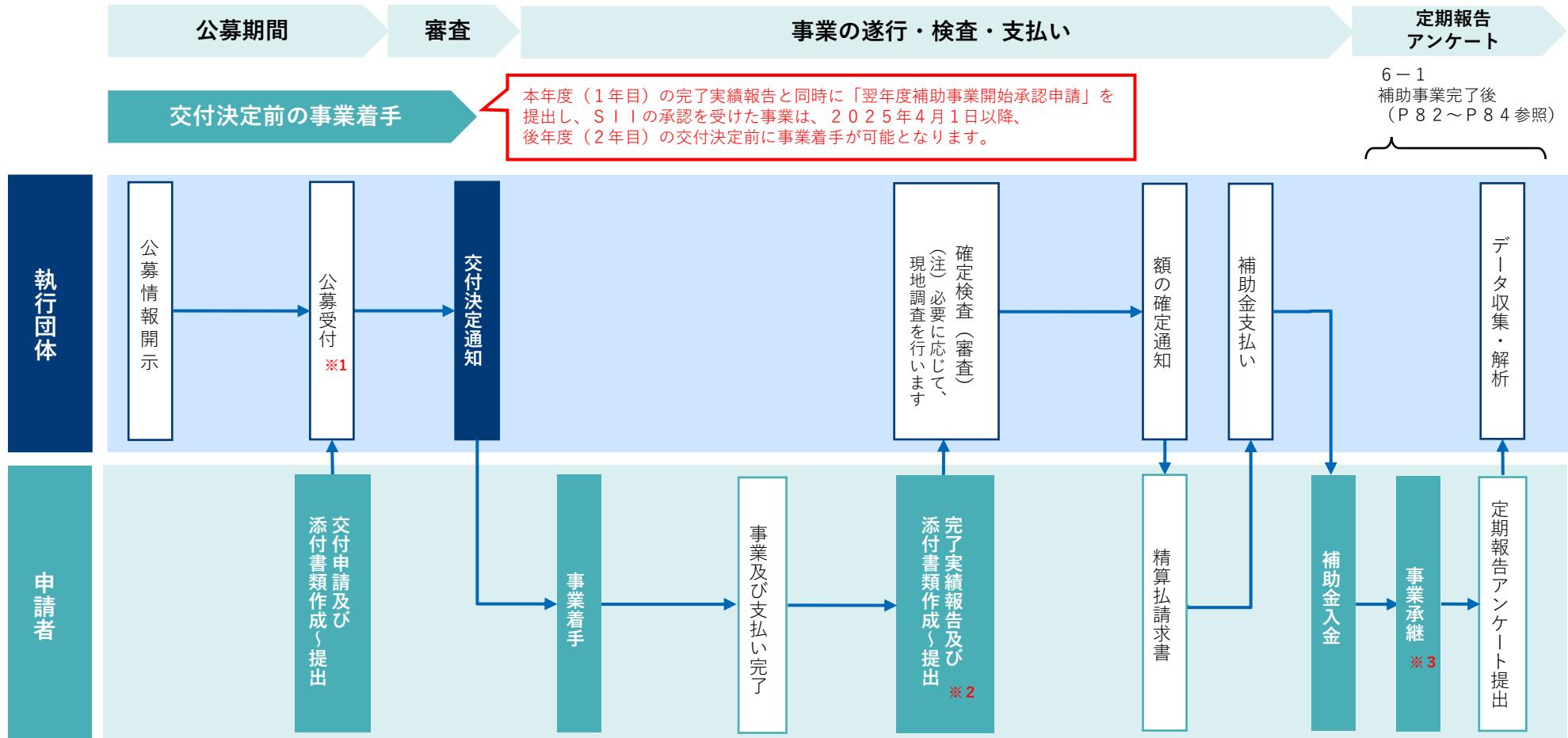
※1 申請内容に不備・不足がある場合や予算に達した場合は原則、申請を受理しません。

※2 着手前に着手前写真用ボードを使用して住宅建設地の写真を撮影してください。（P 76 参照）

※3 地中熱ヒートポンプ・システムを導入する場合に限り、ボーリング着工写真を撮影してください。

※4 完了実績報告に不備・不足がある場合や提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。

(3) 【複数年度事業 | 後年度（2年目）】事業フロー（予定）



※1 申請内容に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しません。

※2 完了実績報告に不備・不足がある場合や提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。

※3 補助事業者が補助対象住宅を第三者に販売（有償譲渡を含む）する行為は、財産処分にあたります。この場合、原則として補助対象住宅の売買予定が決まってから契約が成立するまでの間に、SIIに財産処分承認申請書を提出し、SIIから財産処分承認を受ける必要があります。
また、補助金は補助対象住宅の所有権を有する者にしか交付できませんので、事業継承者への所有権移転日（引渡日）は、必ず補助金受取日以降とすることを厳守してください。

4-2. 公募～交付決定

(1) 事業の公募

- SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行います。公募情報はホームページ（URL：<https://zehweb.jp/house/>）に掲載します。

(2) 交付申請

- 申請者は、提出に必要な資料（P63～P65「提出資料一覧」）を確認し、ZEHポータルより申請手続きを行ってください。（手続きの詳細はホームページに掲載の「ZEHポータル・マニュアル」を参照）
- ZEHポータルへのアクセス集中により、システムの動作が重くなる可能性があります。
その場合でも受付時点における受理となるため、時間に十分余裕を持って申請を行ってください。
- 申請後に申請者の変更は原則として認めません。なお、事業実施計画に変更の可能性が生じた場合は、**あらかじめSIIに報告**し、指示にしたがってください。

1) 手続代行者による申請

- 新築建売戸建住宅の販売者となる法人による申請の場合、申請手続きを第三者に依頼することはできません。

2) リース事業者との共同申請

① リース事業者との共同申請が可能な申請

- 補助対象となる蓄電システム、PVシステム、液体集熱式太陽熱利用システム（P51～P56参照）に限り、リース契約を認めます。ただし、リース契約内容等により対象とならない場合があるので、SIIへ事前相談してください。

② 申請方法について

- 交付申請※について、補助対象住宅の申請者とリース事業者による共同申請としてください。
※複数年度事業の場合、本年度（1年目）及び後年度（2年目）両方の交付申請を指す。

③ 注意事項

- リース料（元金）は、補助金相当分が減額されていること。
- リース期間は、原則法定耐用年数以上とすること。

3) 交付申請の方法

本事業の交付申請はZEHポータルより行ってください。郵送等による申請書類の送付は不要です。

ZEHポータルの利用には申請者である法人※の本社部門（（又は補助金申請の取り纏めを行う部門）の担当者）を統括する担当者が下記の手順で事前にアカウントを取得する必要があります。

※交付申請を行う各支店が個別にアカウント発行依頼を行うことはできません。

詳細は「ZEHポータル・マニュアル」を参照してください。

(注) ZEHポータルにログインするためのIDの発行には3～7営業日を要します。

Step 1

公募要領の確認

- 公募要領の内容を必ず確認してください。

Step 2

アカウント発行依頼

- ① 「アカウント発行依頼申請書」をメールにてSII宛てに送付してください。

アカウント発行依頼受付期間 :

**2024年4月3日（水）～
2024年12月23日（月）**

- ② アカウント発行後、ID及び初回ログインに必要なURLが登録アドレスへ通知されます。

(注) 担当者は、平日の日中（10：00～12：00、13：00～17：00）に必ず連絡が取れること。

Step 3

交付申請

- ① ZEHポータルにログイン後、任意のパスワードを設定してください。
- ② 登録後、事業者情報を登録してください。

(注) 事業者情報の登録が未完了の場合、
交付申請を行うことができません。

- ③ ZEHポータルの申請作成画面より、申請情報の入力及び添付資料をアップロードしてください。
(注) P63～P65を参照し、資料不備のないよう注意してください。
- ④ 全ての情報入力と必要資料のアップロードを行った後、「申請」ボタンを押下すれば申請完了となります。

- 交付申請方法の詳細は、「ZEHポータル・マニュアル」を参照してください。
- SIIは、公募期間内に受けた申請を順次審査し、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について交付決定を通知します。

4) 提出資料一覧

ZEHポータルにログインし、申請に必要な情報の入力及び提出資料をアップロードしてください。

(注) 申請データは、必ず控えとして手元に残してください。なお、誤って提出資料等をSIIに郵送した場合、申請者から書類の返却を求められた際は、SIIは着払いにて返送します。

ZEHポータルにデータアップロードにより申請

No.	提出資料	区分	形式	アップロード時のファイル名	内容	
①	役員名簿	●	P D F	役員名簿	<ul style="list-style-type: none"> 氏名カナ（全角、姓と名の間を全角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間を全角で1マス空け）、生年月日（全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角）、会社名及び役職名を記載すること 申請者の役員名簿を提出すること 	
②	配置図	●	P D F	配置図	<ul style="list-style-type: none"> 物件名称等が記載されていること 建設地と接する建築基準法上の道路種別、幅員が記載されていること [ZEH+の選択要件] ③電気自動車を活用した自家消費の拡大措置を選択した場合は、電気自動車の保管（充電）場所及びコンセントの設置位置を記載すること 	
③	都市部狭小地等のZEH Oriented申請の場合※1	敷地求積図	○	P D F	敷地求積図	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の求積計算も記入し提出すること ②配置図との兼用を可とする
		平面図	○		平面図	<ul style="list-style-type: none"> 各階ごとに部屋名・寸法が記載されていること
		立面図（四面）	○		立面図	<ul style="list-style-type: none"> 東西南北の四面が全て記載されていること 断面図と同等に階高等が記載されていること 影響する北側斜線が記載されていること
		登記事項証明書	○		登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 申請する住宅の敷地について法務局で登記事項証明書、地積測量図、公図を取得し、提出すること
		地積測量図、公図	○		地積測量図、公図	
		都市計画図等	○		都市計画図等	<ul style="list-style-type: none"> 建設地の用途地域、北側斜線の種別が表示された資料を提出すること
		敷地写真（1枚）	○	J P G	敷地写真（1枚）	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の全景が確認できるように撮影すること

凡例 ●：提出必須の資料 ○：申請内容に該当する場合のみ資料を提出

※1 申請する住宅が都市部狭小地等でZEH Orientedを予定している場合は、SIIホームページの「よくある質問」を確認した上で申請前に必ずSIIへご相談ください。

No.	提出資料	区分	形式	アップロード時のファイル名	内容
④ C L T、地中熱ヒートポンプ・システム、P V Tシステム又は液体集熱式太陽熱利用システムを補助対象住宅に導入する場合	平面図 (兼設備設置図)	○	P D F	平面図 (兼設備設置図)	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象となる建材又は設備について設置場所を記入すること
	システム構成部材一覧	○		システム構成部材一覧	<ul style="list-style-type: none"> 導入する建材又は設備の部材名、メーカー、数量、単位を記入すること
	システム構成図	○		システム構成図	<ul style="list-style-type: none"> イラストや構成図等を用いて、システム全体を表現すること
⑤ リースの場合	リース契約書（案）*	○	P D F	リース契約書 (案)	<ul style="list-style-type: none"> リース料金から補助金相当分が減額されていること リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること
	役員名簿	○		役員名簿	<ul style="list-style-type: none"> 氏名カナ（全角、姓と名の間を全角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間を全角で1マス空け）、生年月日（全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角）、会社名及び役職名を記載すること 申請者の役員名簿を提出すること
⑥ 財務諸表等		●	P D F	財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> 直近1期分の財務諸表・決算短信表等を提出すること (個人事業主の場合は確定申告書類) 法人名が確認できること

凡例 ●：提出必須の資料 ○：申請内容に該当する場合のみ資料を提出

- (注) ①⑤「役員名簿」及び④「システム構成部材一覧」、「システム構成図」については、S I I ホームページ「令和6年度戸建ZEH」
[\(<https://zehweb.jp/house/overview/general.html>\)](https://zehweb.jp/house/overview/general.html) から申請様式をダウンロードして作成してください。
 ・アップロードするファイルに圧縮やパスワード付加を行わないでください。

* 複数年度事業の場合、後年度（2年目）に導入予定の蓄電システム、P V Tシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムについてリースを利用する事業は、本年度（1年目）に「リース契約書（案）」を必ず提出してください。

ZEHポータルに入力により申請

No.	入力項目		区分	形式	アップロード時のファイル名	内容
①	交付申請		●			<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEHポータル・マニュアルを確認の上、入力すること
②	事業概要		●			<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEHポータル・マニュアルを確認の上、入力すること
③	交付申請額算出表		●			<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示された補助金申請額に誤りがないか確認すること
④	都市部狭小地等の ZEH Oriented 申請の場合	都市部狭小地の概要	○	-	-	
⑤	追加設備等※	蓄電システム明細	○			
⑥		直交集成板 (CLT) 明細	○			
⑦		地中熱ヒート ポンプ・システム明細	○			<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEHポータル・マニュアルを確認の上、入力すること
⑧		PVTシステム明細	○			
⑨		液体集熱式太陽熱 利用システム明細	○			
⑩	リースの場合	リース情報	○			
⑪	誓約書		●			<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約事項を確認の上、同意のチェックを入れること

凡例 ●：入力必須の項目 ○：申請内容に該当する場合のみ入力

※ 複数年度事業の場合、後年度（2年目）に追加設備等を導入予定の事業は、本年度（1年目）に各明細を必ず提出すること。

5) 個人情報の取得及び提供に係る同意

以下に示す個人情報の取得及び提供に関する内容について同意の上、申請すること。

個人情報の取り扱いについて

NO.	項目	内容
①	個人情報の取得について	SIIは執行する令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業）（以下「本事業」という。）の実施のため、以下「②」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「④」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとします。SIIの個人情報保護方針は以下をご確認ください。 https://zehweb.jp/privacy/
②	取得する情報	SIIは、本事業の実施期間に以下の情報を取得します。なお、SIIに提供する以下の情報に、申請者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。 (ア) 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、世帯人数、口座情報等の補助事業者情報 (イ) 建設所在地、地域区分、建築区分、工法種別、延床面積等の建築地情報 (ウ) ZEH種別、外皮平均熱貫流率、冷房期平均日射熱取得率、導入設備種別等の性能情報 (エ) 一次エネルギー消費量（基準値、設計値、実績値）、発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報 (オ) その他、本事業に必要な情報
③	利用目的	SIIは「②」で取得した情報を以下の目的で利用します。 (ア) 公募の審査、管理、連絡等 (イ) 公募以降の本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等 (ウ) SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施 (エ) その他、本事業の運営に必要な業務
④	第三者への提供について	SIIは「②」で取得した情報を、以下の場合及び「⑤」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。 (ア) 法令により提供を求められた場合 (イ) 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合 (ウ) 国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
⑤	本事業における提供先及び利用目的、提供情報について	本事業では、別表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに*提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。
⑥	匿名加工情報の提供について	本事業では、SIIから直接又はSIIのホームページ等で外部の研究機関等に対して、住宅における脱炭素化を支援し、もって2050年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築を推進することを目的として、「②」に記載する情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で、提供する場合があります。提供時には、利用目的を確認し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認ください。 https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html
⑦	個人情報提供の任意性	個人情報の提出がされない場合、利用目的を遂行できないことがあります。
⑧	外部委託	ご提供いただいた個人情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがございます。委託会社に対しては、適切な取扱い及び保護を行います。
⑨	開示請求等について	SIIにて保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認の上、対応いたします。 <相談窓口> 一般社団法人環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 p-support@sii.or.jp

* 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1：1で紐づく情報は個人情報として扱う

別表 本事業における提供先※、利用目的、提供情報

	提供元	提供先	利用目的	提供情報	備考
1	SII	国等	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果等の分析、製品・サービス等の研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究等	②(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)	SIIから国への提供時に匿名加工は行いません。
2	SII	J－グリーン・リンクエージュ倶楽部	本事業の交付要件となるJ－クレジット化手続き	②(ア) (エ)	－
3	SII	学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人・研究者の内、学術・研究・調査・開発目的のみに使用することに同意したもの。 SIIホームページで情報提供前に提供先の会社名、連絡先を取得した上で、利用目的を明示し、同意を取得した方のみに提供します。	住宅における脱炭素化を支援し、もって2050年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築の推進に対する学術・研究・調査・商品/サービス開発等	②(ア)の内、市区町村までの住所、 (イ) (ウ) (エ) (オ)	－

※ ⑧に示すSIIの外部委託先は除きます。

(3) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査します。

(4) 採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、予算の範囲で補助事業を採択します。

(5) 交付決定

SIIは、補助事業として採択した事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。

交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消となる可能性があります。交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果をメールにて通知します。

交付決定後、ZEHポータル上で「交付決定通知書」が通知され、交付決定番号が記載された指定の「着手前写真用ボード」のデータが入手可能となります。

事業に着手する前に「事務取扱説明書」を必ず参照の上、関連書類を作成してください。

「事務取扱説明書」は2024年8月頃※にZEHポータル上で公開予定です。掲載時は別途お知らせいたします。

- (注)
- ・交付決定後の申請内容の変更、自己都合による申請の取下げは原則認めません。
 - ・審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。
 - ・国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げることを条件に交付決定します。

※ 「事務取扱説明書」公開以前に事業着手する場合は、「交付決定後の事業着手の手引き」を参照ください。

5. 事業の実施 補助事業の開始～補助金支払い

- 5－1. 【単年度事業】補助事業の開始～完了
- 5－2. 【単年度事業】完了実績報告～補助金支払い
- 5－3. 【複数年度事業 | 本年度（1年目）】補助事業の開始～完了
- 5－4. 【複数年度事業 | 本年度（1年目）】完了実績報告～補助金支払い

【单年度事業】

5-1. 【単年度事業】補助事業の開始～完了

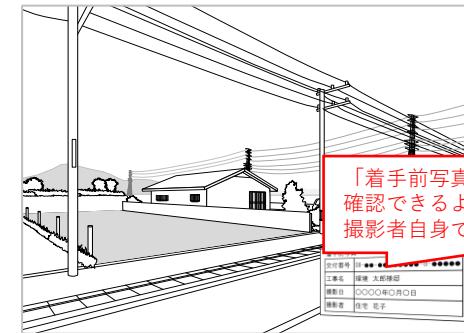
(1) 補助事業の開始

詳細は、「事務取扱説明書」又は
「交付決定後の事業着手の手引き」をご確認ください。

- 交付決定通知を受領し、**交付決定番号を得た後**に補助事業（B E L S 取得を含む）に着手してください。
- Z E H ポータルから交付決定事業者の申請情報より「着手前写真用ボード」データをダウンロードし、工事名称、撮影日時、撮影者名を記入の上、住宅建設地（更地）にて着手前写真用ボードが写り込むように以下①、②のアングルで着手前写真を計2枚撮影してください。

- ① 完了実績報告で提出する外観写真のアングルで敷地と前面道路を写したもの（同一敷地であることを確認するため）。
- ② ①と別アングルで周辺建物等を写し込んだ遠景写真。

写真①



写真②



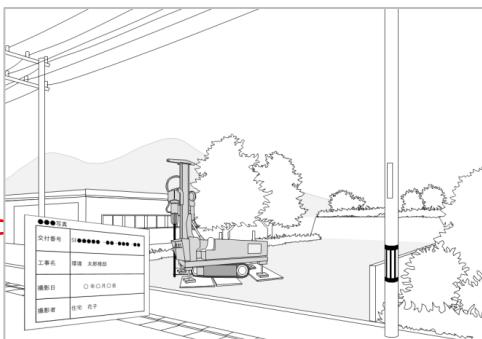
「着手前写真用ボード」は敷地が確認できるようボードを斜めに構えて撮影者自身で手持ちし撮影すること

- (注)
- 補助対象外となる基礎工事について着手前写真撮影前の着工を認めます。
 - 補助対象となる断熱工事の交付決定前着手は認められませんのでご注意ください。
 - 基礎工事以外の工事項目の事前着手はできません。
 - 事前着手及び合意等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと罰則の対象となります。
 - 電子黒板アプリの使用は認めません。

補助対象住宅に地中熱ヒートポンプ・システムを導入する場合

- ボーリング着工写真を撮影すること。
- 完了実績報告時にボーリング着工写真を提出できること。

「着手前写真用ボード」は敷地が確認できるようボードを斜めに構えて撮影者自身で手持ちし撮影すること



(2) 中間報告

補助事業の事業着手日から3週間以内に中間報告をZEHポータルにて行ってください。

なお、中間報告の提出資料については、「事務取扱説明書」を確認の上、関連資料を準備してください。

NO.	提出資料		詳細
①	着手前写真		事務取扱説明書を参照し、撮影した着手前写真を提出すること。
②	確認済証		確認申請不要の地域は建築工事届を提出すること。
③	平面図、立面図（BELS申請時に提出したもの）		評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に限る。
④	BELS		<ul style="list-style-type: none"> 評価書には、交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 交付決定日以降の日付であること。
⑤	一次エネルギー消費量計算結果（住宅版） (BELS申請時に提出したもの)		評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果（評価機関の押印があるもの）を提出すること。
⑥	外皮計算書（BELS申請時に提出したもの） (住宅建設性能評価書を取得する場合は提出不要)		交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。 なお、評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に限る。
⑦	不動産売買契約書の重要事項説明書雛形		補助対象住宅の購入者と締結する不動産売買契約書における重要事項説明書にJ-クレジット化の意思表明及び定期報告アンケートの必要性を明示した雛形を提出すること。
⑧	[ZEH+の選択要件]で②高度エネルギー・マネジメントを選択した場合	中間報告時にAIF認証取得が完了していない場合	ECHONET Lite AIF認証取得意思決定文書 AIF認証取得に責任を有する主体（機器メーカー等）によるAIF認証取得意思決定文書を提出すること。
		自己確認での対応の場合	<ul style="list-style-type: none"> 自己確認したことを証する書面（自己確認適合書等） 住宅機器メーカー等が公表するホワイトリスト ECHONET Lite AIF認証を取得せず、自己確認で対応する場合に提出すること。

(注) ②～⑥の資料には、申請者名もしくは物件名称等が記載されていること。

(3) 中間検査

SIIは必要に応じて現地調査を行いますので、必ずご協力ください。

中間検査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。

中間検査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取消しとなる場合があります。

不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと処罰の対象となります。

(4) 補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(5) 事業完了日

- 事業完了日とは、補助事業に係る工事及び工事代金の支払い※1が完了し、かつ、補助対象住宅の引渡しを受けた日付を指します。※2
- ただし、補助対象住宅の【ZEH+の選択要件】で②高度エネルギー・マネジメントを選択した事業は、エネルギー計測装置の表示項目の名称設定も完了してください。またHEMSより住宅内の暖房設備、給湯設備等の操作が可能であることを確認してください。（P43参照）

※1 本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い（金融機関による振込）とすること。

手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。

※2 申請者にて補助対象住宅の工事を行っている場合は、全ての補助対象設備の工事代金の支払いが完了した日付を指します。

» 5-2. 【単年度事業】完了実績報告～補助金支払い

(1) 完了実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、事業完了日から15日以内に完了実績報告をZEHポータルより提出してください。

SIIは、完了実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助事業者にその旨を通知します。

完了実績報告の提出書類については、ZEHポータルから「事務取扱説明書」をダウンロードし、参照の上、関連書類を作成してください。

- (注) ・ 提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取り下げたものとみなします。
- ・ 虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと処罰の対象となります。

(2) 確定検査（審査）

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものです。

確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払ってください。

SIIは必要に応じて現地調査を行いますので、必ずご協力ください。

(3) 補助金支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

【複數年度事業】

5-3. 【複数年度事業 | 本年度（1年目）】補助事業の開始～完了

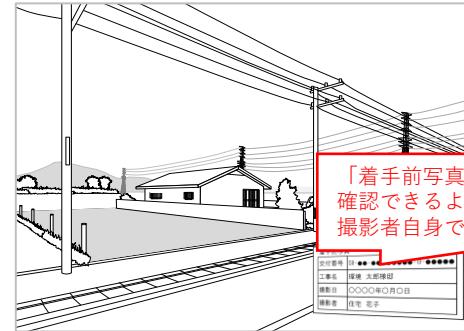
(1) 補助事業の開始

詳細は、「事務取扱説明書」又は
「交付決定後の事業着手の手引き」をご確認ください。

- 交付決定通知を受領し、**交付決定番号を得た後**に補助事業（B E L Sの取得）に着手してください。
- Z E H ポータルから交付決定事業者の申請情報より「着手前写真用ボード」データをダウンロードし、工事名称、撮影日、撮影者名を記入の上、住宅建設地（更地）にて着手前写真用ボードが写り込むように以下①、②のアングルで着手前写真を計2枚撮影してください。

- 後年度（2年目）の完了実績報告で提出する外観写真的アングルで敷地と前面道路を写したもの（同一敷地であることを確認するため）。
- ①と別アングルで周辺建物等を写し込んだ遠景写真。

写真①



写真②



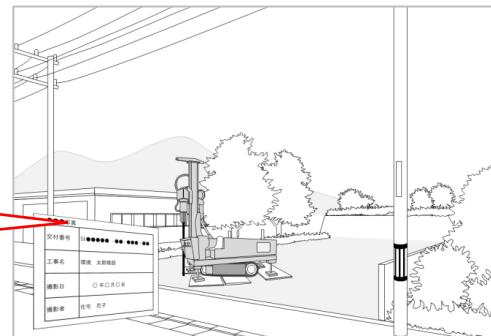
「着手前写真用ボード」は敷地が確認できるようボードを斜めに構えて撮影者自身で手持ちし撮影すること

- (注)
- ・住宅建設地に解体予定の既存建築物が建っている場合は、現況写真を撮影してください。
 - ・事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと罰則の対象となります。
 - ・電子黒板アプリの使用は認めません。

補助対象住宅に地中熱ヒートポンプ・システムを導入する場合

- ボーリング着工写真を撮影すること。
- 後年度（2年目）の完了実績報告時にボーリング着工写真を提出できること。

「着手前写真用ボード」は敷地が確認できるようボードを斜めに構えて撮影者自身で手持ちし撮影すること



(2) 中間報告

複数年度事業の場合、中間報告はありません。

(3) 補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(4) 事業完了日

- 本年度（1年目）の事業完了日は、B E L S を取得した日とします。
(B E L S の取得をもってその費用の支払いが完了したものとします)

» 5-4. 【複数年度事業 | 本年度（1年目）】完了実績報告～補助金支払い

（1）本年度（1年目）の完了実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、事業完了日から15日以内に完了実績報告をZEHポータルより提出してください。

SIIは、完了実績報告の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助事業者にその旨を通知します。

完了実績報告の提出書類については、ZEHポータルから「事務取扱説明書」をダウンロードし、参照の上、関連書類を作成してください。

- （注）
- ・提出期日に本年度（1年目）の完了実績報告の提出がない場合は、後年度（2年目）の申請を含め、取下げたものとみなします。
 - ・虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと処罰の対象となります。

提出資料一覧

ZEHポータルにデータアップロードにより申請

NO.	提出資料	詳細
①	着手前写真	事務取扱説明書を参照し、撮影した着手前写真を提出すること。
②	平面図、立面図（BELS申請時に提出したもの）	評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に限る。
③	BELS	<ul style="list-style-type: none"> 評価書には、交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 交付決定日以降の日付であること。
④	一次エネルギー消費量計算結果（住宅版） (BELS評価書申請時に提出したもの)	評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果（評価機関の押印があるもの）を提出すること。
⑤	外皮計算書（BELS申請時に提出したもの） (住宅建設性能評価書を取得する場合は提出不要)	交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。 なお、評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に限る。
⑥	補助金の振込先が確認できる資料	補助事業者名義の口座であること。

- (注) **・②～⑤の資料には、申請者名が記載されていること。**
・確認済証※は後年度（2年目）の申請時に提出すること。

※ 後年度（2年目）の申請時に提出できない場合は、後年度（2年目）の完了実績報告時に提出すること。

(2) 確定検査（審査）

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものです。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払ってください。

SIIは必要に応じて現地調査を行いますので、必ずご協力ください。

(3) 補助金支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

6. 事業の実施 補助事業完了後の要件 その他の注意事項

- 6 – 1. 補助事業完了後の要件
- 6 – 2. その他の注意事項
- 6 – 3. よくあるご質問

6-1. 補助事業完了後の要件

(1) 使用状況の報告

本事業は、省CO₂効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業完了後、事業継承者による下記の報告が要件となります。

報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取消し又は返還を求める場合があります。

- 報告内容は個人情報を除いた上で国又はSIIから公表する場合があります。

(注) 補助事業完了後※2年以上経過しても補助事業を承継できなかった場合、

補助事業の目的未達成とみなし、当該補助対象住宅に係る補助金の返還を求めます。

※ 複数年度事業の場合、後年度（2年目）の事業完了後を指す。

補助事業完了後（定期報告アンケート）

- 事業継承者は、入居から2年間、半期ごとにエネルギー使用量（電力、ガス等）及び、太陽光発電システム、家庭用コーチェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置等を使用し「定期報告アンケート」にて報告を行ってください。
- 報告方法は、PC・スマートフォン・タブレット端末等インターネットに接続可能な機器を使用して報告を実施してください。
- 別途、他のアンケート調査、省CO₂効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。
- 報告先が変更される場合は、前もってご連絡いたします。

单年度

入居時期	報告対象期間
補助金入金後～2025年3月	2025年4月～2027年3月
2025年4月～2026年3月	2026年4月～2028年3月
2026年4月～2027年3月	2027年4月～2029年3月

複数年度

入居時期	報告対象期間
補助金入金後～2026年3月	2026年4月～2028年3月
2026年4月～2027年3月	2027年4月～2029年3月
2027年4月～2028年3月	2028年4月～2030年3月

詳細は下記URLよりSIIホームページにてご確認ください。

「定期報告アンケートについて」 <https://zehweb.jp/house/qre/>

(2) 取得財産の管理等

- 補助事業者は、補助を受けて取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければなりません。
- 補助事業者は、補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から6年以内に取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消し、加算金（年利10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがあります。
- SIIは補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

補助対象住宅の販売における重要事項

補助事業者たるZEHビルダー/プランナーが補助金の交付を受け、第三者への販売（有償譲渡を含む）が決まった際は、速やかに事業継承者へ補助事業を承継する手続きをSIIに対して行うこと。
その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「J-クレジット化の意思表明について」、「取得財産の適正管理」など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類（契約書等）の提示ができること。

（注）事業継承者は、当該住宅に常時居住する予定の個人であること。（別荘、セカンドハウス等は補助対象外）

財産処分について

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- 処分制限財産の取得日（支払い日）を起算日とする。
- 処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- 処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から6年とする。
- 計算用の決算日を3月31日とする。
- 減価償却方法は「定額法」を採用する。
- 上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。
- その他、平成20年5月15日(令和2年12月18日改正)大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合（転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取壊しの財産処分）においても同様とする。

(3) 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等

交付規程に違反する行為が行われていたと SII が判断した場合、補助事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- 1) 補助金適正化法第 17 条の規定による交付決定の取消し、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定に準拠した加算金の納付。
- 2) 補助金適正化法第 29 条の規定による罰則及び第 30 条から第 32 条までの規定に準拠した罰則。
- 3) 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
- 4) SII の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

6-2. その他の注意事項

申請者は、以下の点に注意してください。

(1) 周辺環境への配慮

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、充分な配慮をお願いします。なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されていますので、以下のガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討いただきますようお願いします。

- ・ 「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」（社団法人日本冷凍空調工業会平成23年4月発行、平成24年2月改訂）URL：http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html
- ・ 「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」
(燃料電池実用化推進協議会 平成28年6月発行) URL：http://www.fccj.jp/pdf/28_cog.pdf

(2) その他

- ・ 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー（施工者・設計者）等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。

万一、上記に関する紛争が起きた場合SIIは関与しません。

- ・ 申請者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。

その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な提案・申請をしてください。

不正をした事が明らかになった場合は、補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを充分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注) “補助金を申請及び受給される皆様へ”(P2参照)をご確認ください。

- ・ 登録する口座に口座名・種別・口座番号の誤りや、登録時・着金時の間に口座を変更し、事業者事由により補助金振り込みができなかった場合、補助金の支払いを受けられない場合があるので注意してください。

6-3. よくあるご質問

SIIホームページに「よくあるご質問」及び「FAQ検索システム」を掲載しておりますので、ご確認ください。

- よくあるご質問 <https://zehweb.jp/house/faq/>
- FAQ検索システム <http://zeh-faq.zehweb.jp>



【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII） ZEH事務局

TEL : 03-5565-4030

※ 受付時間は、平日の10:00～17:00です。
※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。